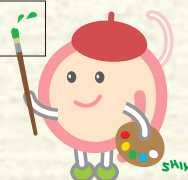


2021 FUKUSHIN Disclosure

福島信用金庫のあらまし



第9回 ふくしん「東北・夢の桜街道運動」児童絵画コンクール
福島信用金庫 理事長賞受賞作品

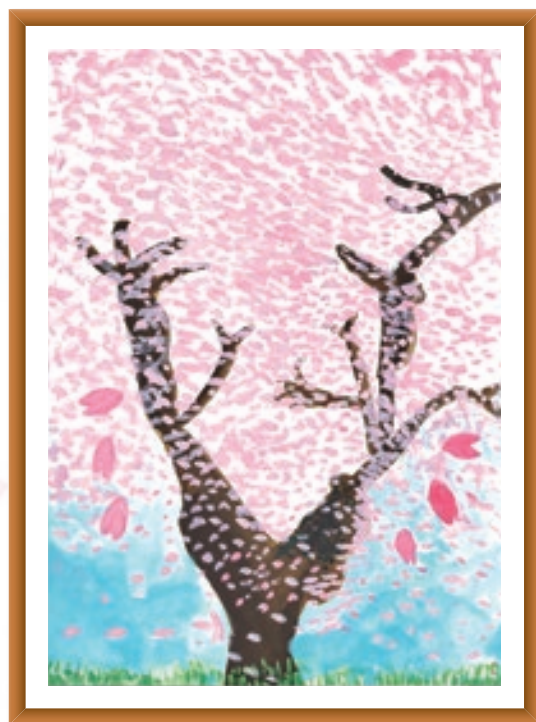
2021 FUKUSHIN Disclosure

福島信用金庫のあらまし

【表紙の絵画】

第9回ふくしん「東北・夢の桜街道運動」 児童絵画コンクール

福島の明日を担う子どもたちが、地元の桜を描くことで、自然を大切にする心、郷土を愛する心を育み、心豊かに成長できるように、地域貢献活動の一環として開催しております。



福島信用金庫 理事長賞受賞作品

〈タイトル〉大きなサクラ

福島市立鳥川小学校 4年生 遠藤 このはさん

C O N T E N T S

● 経営方針	2	● 経営管理態勢	19
● 沿革・ふくしんのあゆみ	3	● 人材育成・活気ある職場づくり	24
● ふくしん新中期経営計画(令和3年度から令和5年度)	4	● CS(お客さま満足)向上運動	25
● 地域活性化のための取り組み	5	● 店舗のご案内	26
● 中小企業経営改善のための取り組み状況	8	● キャッシュサービスコーナーのご案内	28
● トピックス	11	● ピックアップ情報	29
● 令和2年度の業績	12	● しんきんネットワーク	30
● 自己資本の状況	14	● 業務のご案内	32
● 不良債権の状況	15	● 手数料のご案内	35
● 総代会制度	16	● 事業の内容	36
● 金庫組織	18	● 資料編	37



Profile (令和3年3月末現在)

創 立 年 月 日	昭和51年5月1日	自己資本比率	12.49%(国内基準)
本 店 所 在 地	福島市万世町1番5号	出 資 金	17億57百万円
総 資 産	4,897億円	会 員 数	33,800名
預 金	4,250億円	店 舗 数	24店
貸 出 金	1,886億円	常勤役職員数	321名

FUKUSHIN DISCLOSURE 2021 福島信用金庫のあらまはは、信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

ごあいさつ

昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、医療関係者の皆様をはじめ、社会を支えてくださっている方々に対し、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、平素より、私ども福島信用金庫に対し格別のご愛顧、ご支援をいただき心より厚く御礼申し上げます。

令和2年度を振り返りますと、東日本大震災・原発事故から10年が経過し、復興創生に取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域経済を支えてきた中小規模事業者の経営に影響を及ぼすなど、当地の景況感是一段と厳しさが増しております。

金融機関を取り巻く環境も依然として厳しく多くの課題が山積しておりますが、令和2年度は中期経営計画「ふくしん『共創力』発揮3か年計画」の最終年度として、「重見天日」、「敢為邁往」、「切磋琢磨」の3つのキーワードを支柱とし、お取引先に寄り添った金融支援、外部機関と連携しながらの本業支援といった金融仲介機能発揮に積極的に取り組んで参りました。また、新型コロナウイルス感染症相談窓口を設置しワンストップによるコロナ対策資金への対応、GoToEat食事券の販売や雇用調整助成金相談会を実施致しました。さらに、地元3温泉地支援として、温泉施設利用券が当たる「懸賞付定期預金」を販売した他、地域密着総合連携協定を締結している2市3町において積極的に取り組んでいる移住・定住促進策や空き家バンクの取組みに対して、移住予定者向けに内定者特例を適用した「移住定住者向け賃貸住宅リフォームローン」の取扱いを開始するなど、地域経済の回復・活性化に向けて、諸施策を講じ役職員一丸となり取り組んで参りました。

令和2年度決算は増収減益とはなりましたが、お陰様をもちまして、17期連続の黒字決算となりましたことは、偏に地域の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本年度も、当金庫の経営状況と事業内容をまとめたディスクロージャー誌「福島信用金庫のあらまし2021」を作成いたしましたので、当金庫へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸甚と存じます。

令和3年度は、新中期経営計画「ふくしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画」の初年度となります。新型コロナウイルス感染症長期化がもたらす経済活動の制限による収益の低迷、加速する人口減少、経営者の高齢化・後継者不足、中小企業数の減少といった社会構造の変容など克服すべき課題があります。新中期経営計画は「課題解決による地域経済の回復を目指して」をテーマに、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力することであり、「勇往邁進」、「力戦奮闘」、「開雲見日」をキーワードに、地域経済が力強く回復できるよう、徹底的に伴走し、外部機関や業界のネットワークを活用して持続可能なビジネスモデルの確立を目指して参ります。

信用金庫の原点である「相互扶助」の基本理念に基づき、役職員が一丸となってこの難局を乗り越えるべく立ち向かって参りますので、今後とも、何卒変わらぬお引き立てとご支援を賜りますようお願い申し上げます。



理事長

樋口 郁雄

令和3年7月

コーポレートメッセージ

暮らしのとなりに、いつもふくしん

当金庫は、「暮らしのとなりに、いつもふくしん」をコーポレートメッセージに3つの経営理念を掲げ、地域の繁栄と地域住民の豊かな暮らしづくりに貢献することを目指しています。

経営理念

地域の繁栄

地域の繁栄と
豊かな暮らしづくりに
貢献する

金庫の発展

心を合わせ積極的に
業務を展開し、強靱な
経営体質を作る

職員の幸せ

活気に満ち、
豊かな働きがいのある
職場とする

シンボルマーク



当金庫のイメージに重ね、桃の特徴を活かしたシンプルで
まろやかな曲線で表現しています。

また、まろやかな曲線の円形は、当金庫を中心とした地域の
「輪」、地元の「和」にもつながり、福島信用金庫のイメージである
「身近にあって、親しみやすい金融機関」を表現しています。

福島信用金庫歌

福島信用金庫歌

作詞：福島信用金庫職員 作曲・編曲：西崎 進

- この町で生まれ この町と共に歩む
いつも笑顔を絶やさず 感謝の気持ちを忘れず
吾妻の峰に広がる暮らし あふれる光と希望
つなぎ合う心で 夢を育む
ふくしん ふくしん 福島信用金庫
- 今日の出会いが 明日に重なりあって
そして未来を創ろう 私の皆の手と手で
桃源郷に花は開いて きらめく生命のいづき
つなぎ合う想いは 愛のふるさと
ふくしん ふくしん 福島信用金庫
- 弛まず進もう 豊かな大地の元に
理念の翼をひろげて 輝く世界を謳おう
阿武隈川の清き流れは 大きなめぐみと力
つなぎ合う絆は 強く限りなく
ふくしん ふくしん 福島信用金庫



NIKKEI全国社歌コンテストに
応募しました。

<https://youtu.be/uWDsNrRjFZs>

沿革

福島信用金庫は福陽信用金庫と伊達中央信用金庫が、1976(昭和51)年5月1日に対等合併し、地域の期待を受けて福島市を本店とする《福島信用金庫》として発足しました。

福陽信用金庫

福島市信用金庫(大正7年4月設立)と太陽信用金庫(昭和25年8月設立)が昭和34年7月に合併して福陽信用金庫となり、さらに昭和45年7月飯坂信用金庫(大正2年4月設立)と合併いたしました。

伊達中央信用金庫

昭和25年7月桑折信用組合として設立、26年7月伊達中央信用組合と改称、27年7月伊達中央信用金庫と改組しております。



ふくしんのあゆみ

1970年代	1976(昭和51)年	5月	福島信用金庫発足(福陽・伊達中央両金庫合併) 角田林兵衛会長・佐藤長男理事長就任(預金量578億円)
		11月	吉井田支店(福島市吉倉)を開設
		4月	福島市及び伊達郡管内9町へ社会福祉基金等の寄贈(2011年まで実施)
	1977(昭和52)年	7月	浜田町支店(福島市浜田町)を開設、大町支店を廃店
		8月	福島わらじまつりに役員初参加(以後毎年継続参加)
		10月	第14回全国杉の子大会福島市(幹事当金庫)で開催
		11月	ふくしん年金友の会発足
	1978(昭和53)年	9月	ふくしん会発足
		2月	為替・全銀データ通信システムへ加入
	1979(昭和54)年	3月	第1回ふくしん会講演会開催(以後毎年継続開催)
1980年代		6月	第1回ふくしん年金友の会旅行実施(以後毎年継続実施)
		9月	第1回ふくしん年金友の会“会員憩いの集い”開催(以後隔年開催)
		10月	自営オンラインスタート
	1980(昭和55)年	11月	八島田支店(福島市八島田)を開設、曾根田支店を廃店
		5月	吾妻哲夫理事長就任
	1981(昭和56)年	6月	合併創立5周年躍進大会開催
		9月	預金量1,000億円突破
	1982(昭和57)年	11月	第1回ふくしん年金友の会ゲートボール大会開催
	1983(昭和58)年	11月	岡山支店(福島市岡部)を開設
		6月	南支店(福島市黒岩)を開設
1990年代	1984(昭和59)年	11月	駅前支店営業時間延長
	1985(昭和60)年	3月	森合支店(福島市森合)を開設
		5月	合併創立10周年記念式典挙行 記念事業として管内市町に社会福祉基金、緑化基金並びに交通安全協会に交通安全対策基金を寄贈。公共施設に屋外用ベンチ寄贈
	1986(昭和61)年	5月	ほうらい支店(福島市蓬萊町)を開設
		10月	当金庫初の中小企業診断士誕生
		4月	平野支店(福島市飯坂町平野)を開設
	1987(昭和62)年	10月	新ロゴタイプとシンボルマークを制定
		11月	瀬上支店(福島市瀬上町)を開設
	1988(昭和63)年	10月	預金量1,500億円突破
	1989(平成元)年	4月	鎌田支店(福島市内)を開設
2000年代	1990(平成2)年	5月	合併創立15周年を記念し“暮らしのとなりに、いつもふくしん”を 合言葉に地域密着運動を展開
		7月	都銀、地銀とCDオンライン提携
		8月	オンライン提携を都銀、地銀、第二地銀、信組、農協、労金に拡大
	1991(平成3)年	11月	あづま支店(福島市南中央)を開設
		12月	預金量2,000億円突破
		1月	「新経営理念の制定」(地域の繁栄と金庫の発展そして職員の幸せ)
	1992(平成4)年	1月	情報誌「FBIレポート」を創刊
		2月	信夫三山眺まじりに大わらじかつぎ手として参加(以後毎年継続参加)
		5月	東北地区信用金庫共同事務センターへ加盟
		5月	県内信用金庫「一斉清掃奉仕作業」に参加(以後毎年春・秋2回実施)
2010年代	1993(平成5)年	6月	松川支店(福島市松川町)新設オープン
	1995(平成7)年	4月	第20回通常総代会・合併創立20周年記念パーティ開催
	1996(平成8)年	11月	預金量2,500億円突破
	1997(平成9)年	7月	総合相談センター「ふれあい通り一丁目」(福島市万世町)オープン
	2002(平成14)年	3月	国見支店(伊達郡国見町)店舗移転オープン
	2003(平成15)年	3月	中央支店廃止(本店へ統合)
		6月	黒沢勇理事長就任
	2004(平成16)年	11月	北支店(福島市南矢野目)店舗新築移転を機に日曜営業開始
		5月	独立行政法人 福祉医療機構との社会福祉事業施設に関する 協同融資取扱の覚書締結
	2005(平成17)年	8月	独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)と債務保証業務提携
2020年代		1月	独立行政法人 中小企業基盤整備機構との業務提携
	2006(平成18)年	12月	南支店、店舗新築移転を機に日曜営業開始
		3月	西・あづま支店統合。新西支店(福島市南中央)オープン
	2009(平成21)年	3月	「東日本大震災復興資金」を被災者の支援のため新発売
		4月	預金量3,000億円突破
		5月	日曜営業店舗を北支店・南支店の2店とする
	2011(平成23)年	6月	樋口郁雄理事長就任
		10月	吉井田支店(福島市吉倉)店舗新築移転
	2012(平成24)年	7月	「東北・夢の桜街運動」第1回児童絵画コンクール表彰式開催
		3月	東・浜田町支店統合。新「東支店」オープン
2020年代		3月	第1回ふくしん「こども応援賞」表彰式開催
	2014(平成26)年	5月	飯坂温泉の街なみに合わせ、飯坂支店店舗新築オープン
		12月	県内8信用金庫による「大規模災害時における相互支援に係る協定書」締結
		1月	県内金融機関と福島県警察本部が「なりすまし詐欺」被害の 発生未然防止のための協定を締結
	2015(平成27)年	5月	合併創立40周年記念式典挙行、「福島信用金庫歌」完成
		5月	合併創立40周年を記念して、総額190万円を管内2市3町へ寄贈
	2016(平成28)年	6月	「ふくしま夢の懸け橋ファンド」設立発表会
		11月	READYFOR(株)とクラウドファンディングサービスの提携
		10月	日本政策金融公庫と創業者向け協調商品「ふくしん創業サポート」を創設
	2017(平成29)年	11月	福島県信用金庫協会と福島県信用保証協会・信金中央金庫 東北支店が業務連携に関する覚書を締結
2020年代		1月	東北税理士会福島支部と業務連携の覚書を締結
	2018(平成30)年	9月	掛田・月舘支店を統合し、「霊山おてひめ支店」オープン
		4月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート 「ふくしん夢の音楽会」開催
	2019(平成31・令和元)年	4月	県内8信用金庫「SDGs 共同宣言」
		4月	ホームページ全面リニューアル
	2020(令和2)年		

ふくしん 『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画 ～課題解決による地域経済の力強い回復をめざして～

3か年計画初年度(令和3年度)キーワード

「勇往邁進」「力戦奮闘」「開雲見日」

● 目指すべき姿 ●

信用金庫は、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献する。



● 取組方針 ●

お客さまの経営課題に向き合う伴走型支援を通じ、地域経済の力強い回復に貢献するとともに、伝統的な預貸金による収益の強化とあわせ、課題解決を起点とした収益力の強化を図るほか、時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応することにより協同組織金融機関としての持続可能なビジネスモデルを構築する。

● 最重要強化策 ●



地域活性化のための取り組み

地方創生のための取り組み

当金庫は、福島市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町との間で「地域密着総合連携協定」を締結し、自治体と連携して地域の活性化、地域経済の再生に積極的に取り組んでおります。

福島学院大学
道の駅伊達の郷りょうぜん

日本財団わがまち基金に「だてな美食on-line食Pingプロジェクト」採択!!

信金中央金庫が日本財団わがまち基金を活用して、全国の信用金庫および地元企業等の地方創生に資する事業を支援するスキームに、「だてな美食on-line食Pingプロジェクト(人と食を繋ぎたい)」が採択されました。

これを受け、令和2年12月8日(火)当金庫において、キックオフ記者発表が行われ、福島学院大学と相互協力に関する包括連携協定を締結しました。



伊達市の6次化を目指し、当金庫と福島学院大学・道の駅伊達の郷りょうぜんの三者で「だてな美食健康アカデミー」を設立! 福島学院大学の学生さんのアイデアをベースに商品化に取り組み、全国へ「伊達の美味しい!」を届けます。

当金庫
推薦

福島市 「SCBふるさと応援団」に「古関裕而のまち・ふくしまシンフォニー」採択!!



信金中央金庫が創立70周年記念事業として「SCBふるさと応援団」を創設し、信用金庫と自治体が連携して取り組む地方創生に関する事業を、企業版ふるさと納税で応援しています。

当金庫が推薦した、福島市が推進する「古関裕而のまち・ふくしまシンフォニー」事業が採択され、信金中金から福島市へ1,000万円が寄付されました。

古関裕而記念館リニューアルなど、福島市が推進する「古関裕而のまち・ふくしまシンフォニー」事業への寄付となります。
令和3年3月13日(土)、古関裕而記念館がリニューアルオープンしました。

伊達市 だてな美食倶楽部「ももスイーツ」商品化プロジェクト!!

連携事業



伊達市産規格外の桃を使った「ももスイーツ」商品化に向け、当金庫が伊達市6次産業化推進のために立ち上げた「だてな美食倶楽部」がコーディネートを行い、保原高校美術部にパッケージデザイン並びにネーミングを考案していただき、伊達市内のパティシエに「だてな桃のマドレーヌ・Mofet(モフェット)」を作っていただきました。



令和2年11月16日(月)伊達市役所において、完成並びに商品化を須田伊達市長に報告しました。試験販売を経て、道の駅伊達の郷りょうぜんで令和3年3月より本格販売されています。

桑折町 「SDGs研修会」開催!!

連携事業



【テーマ】「SDGsで創る桑折町の未来!」

開催日●令和3年3月29日(月) 場 所●桑折町役場

講 師●三井住友海上火災保険㈱ 経営サポートセンター 安藤 豊 氏

地方が抱える「少子高齢化」「人口減少」等の課題に対し、「地方創生SDGs」の推進を通じ、中長期を見通した持続可能なまちづくりの実現を目指すことが重要であることを学びました。今後、SDGsの普及啓発やSDGs企業登録認証制度の立ち上げを行ってまいります。

令和3年度に入り、当金庫と桑折町・三井住友海上火災保険㈱の三者で「地方創生SDGsに関する包括連携協定」を締結しました。

川俣町 「好感度アップ接遇向上セミナー」開催!!

連携事業

【テーマ】「コミュニケーション能力をアップする!」

開催日●令和2年11月19日(木) 場 所●川俣町役場

講 師●元日本航空客室乗務員 川本 美代子 氏

接遇マナーの基本を振り返り、「サービス」と「ホスピタリティ」の違いについて「サービスとは最低限やるべきこと」「ホスピタリティとは、お客さまの期待に応えることであり、顧客満足度に影響する」ということを学びました。これを踏まえ、自身の職場ですべき「サービス」と「ホスピタリティ」についてグループワークを通して意見交換を行いました。



※令和2年度の国見町との連携事業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から未開催となりました。

地域活性化のための取り組み

SDGsへの取り組み

SDGsとは[Sustainable Development Goals]:「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念のもと国境を越えた世界共通の目標として、2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて政府だけでなく自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。



●福島県8信用金庫「SDGs共同宣言」

令和2年4月、福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し、共同宣言を行いました。

共同宣言

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。

SDGs活動方針

県内8金庫は、3つの活動方針と11のゴールを設定しました。

1 地域経済



- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱

- 信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施

2 地域社会



- 福島県しんきんゼロネットサービスの取組
- 特殊詐欺被害防止への取組
- 高齢化社会に向けた各種相談会の実施と「後見支援預金」の取扱
- 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」への協力（警察との連携強化）
- 地公体との包括連携協定の締結

小学生向け金融教室「ふくしん マネースクール」

令和2年度は、2校(3回)開催いたしました。

- 子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- 子供の未来応援国民運動への参加



3 地域環境



- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」への参加
- 一斉クリーン作戦の共同実施
- クールビズ・ウォームビズの共同実施
- 災害用備蓄品の配備
- ペーパーレス化への取組

信用金庫の日 県内8金庫一斉クリーン作戦

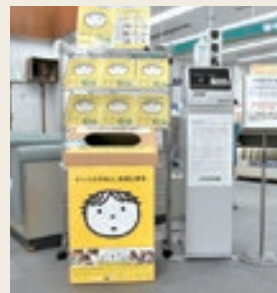
毎年「信用金庫の日」(6月15日)と10月の年2回、県内8金庫一斉クリーン作戦を実施しています。



「こどものみらい古本募金」の取り組みについて NEW!

福島県内の8金庫は令和2年に「SDGs共同宣言」をしましたが、今年度から「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、内閣府の子供の未来応援国民運動の「こどものみらい古本募金」に取り組むこととなりました。本取り組みは、読み終えた古本を活用し「子供の未来応援基金」を通じて子どもたちを支援するNPO等の団体へ寄付されるというもので、令和3年4月から当金庫6店舗に古本回収ボックスを設置いたしました。子どもの貧困対策はSDGsのゴール1に位置付けられており、本取り組みを通して、地域社会の持続的発展に貢献していきます。

- ▶回収ボックス設置店舗 本店・東支店・西支店・北支店・南支店・保原支店
- ▶回収対象の本 ●ISBN(国際標準図書番号)がついている本 ●発行から10年以内の本



「ESG投資」への取り組みについて

「ESG投資」とは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス=企業統治)の3つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先(企業等)を選別する方法のことです。SDGsを2030年までに全て達成するには膨大な資金が必要であり、その資金調達手段のひとつとしても期待されています。ESG投資を推進することは、将来の私たちの生活を持続可能にすることにもつながります。

当金庫では、ESGを考慮した投資運用に努めております。令和2年度は、地球温暖化対策や再生可能エネルギーなど、環境問題を解決するための資金であるグリーンボンドを25億円、環境・社会の持続可能性に貢献するための資金であるサステナビリティボンドを13億円、合計38億円投資しております。

社会貢献活動・CSR(企業の社会的責任)への取り組み

当金庫はSDGsの取り組みの他、「地域との共存共栄」を願い、地域社会発展のため様々な活動を行っております。

地域の子どもたちのために

◆第8回ふくしん「東北・夢の桜街道運動」児童絵画コンクール

本コンクールは、東北地区信用金庫協会が東日本大震災の鎮魂と被災地復興に向けて10年間実施する、「東北・夢の桜街道運動」に当金庫が賛同し、実施しています。福島を担う子どもたちが地元の桜を描くことで、自然を大切に作る心、郷土を愛する心を育み、心豊かに成長できるようにと2012年から毎年開催しています。第8回は、新型コロナ感染拡大の影響から休校となる中、福島市・伊達市・伊達郡の小学4年生を対象とし、17校257枚の応募があり、令和2年7月13日(月)～20日(月)まで優秀作品20作品を含む全作品を福島市のこむこむ館に展示しました。



◆第8回ふくしん「こども応援賞」

本事業は、地域の子どもたちを応援する個人や団体を支援・助成する当金庫の社会貢献活動です。第8回は、37団体から応募があり、14団体が採択されました。最優秀賞「もも賞」には「箱崎獅子舞保存会」が輝き、授賞式は新型コロナ感染拡大により、もも賞の代表者にのみお越しいただきました。



受賞団体

もも賞	箱崎獅子舞保存会(伊達市)
ウグイス賞	ひまわり会ダンス教室(福島市)、ボーイスカウト福島第1団(福島市)、飯坂小学校祭り太鼓クラブ(福島市)
アカマツ賞	荒井サッカースポーツ少年団(福島市)、福島スマッシュJr.(福島市)、ジャド卓球クラブ(福島市) 野田町北部西部育成会ソフトボール(福島市)、飯野ミニバスケットボールスポーツ少年団(福島市) 平野バスケットボールスポーツ少年団(福島市)、拳和会館福島支部保護者会(福島市)、柳田太鼓保存会(伊達市) 国見ダイヤモンズスポーツ少年団(国見町)、読み聞かせボランティアおはなしポケット(川俣町) 以上、14団体が採択されました。

福祉サービス

- ◆筆談用メモパット・補聴器・杖ホルダーを全店に設置しています。
- ◆預金通帳点字刻印サービス(飯坂支店)/耳のシンボルマーク設置
- ◆視覚障がい者や高齢者へ配慮し「ユニバーサルデザイン通帳」を採用
- ◆目の不自由な方のために全ATMに音声機能で操作ができる受話器(ハンドセット)を装備しています。
- ◆バリアフリートイレの設置(北・南・吉井田・鎌田・平野・飯坂・桑折・霊山おてひめ支店)
- ◆AED(自動体外除細動器)の設置(本店・東・西・北・南・桑折・保原支店と総合相談センター)

環境への取り組み

- ◆令和2年度ハイブリット車率(76台中31.5%)
ハイブリット車の台数24台(令和3年3月末)
- ◆福島市ごみ削減大作戦協力事業所に認定
- ◆金庫敷地内の全面禁煙(受動喫煙防止対策)

地域との交流・サークル活動

講演会や旅行など、地域の皆さまに楽しみながら交流を深めていただけるよう行事を実施しております。

ふくしん笑顔(スマイル)倶楽部

当金庫で年金をお受け取りされている方々が会員となり昭和52年に発足。旅行や憩いの集いなどを実施し、親睦・交流を深めております。平成25年4月1日より、会の名称を「ふくしん笑顔(スマイル)倶楽部」と改めました。

【現在の会員数】 27,411名(令和3年3月末)

【会員旅行】 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の防止と皆さまの健康を最優先し、中止とさせていただきます。

ふくしん会

主に事業経営者のサークルです。恒例行事として、講演会と懇親会を実施し、会員相互の情報交換、親睦を図っております。下部組織として支店毎に信友会と若手経営者会が組織されており、会員数は合計で2,948名となっております。

信友会

【会員数】 2,299名(令和3年3月末)

主に事業経営者のサークルで、支店毎に組織されており、講演会、研修会、旅行等を通じ、親睦・交流を深めております。

●ふくしん会講演会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止いたしました。

令和3年度は、アパホテル(株)取締役社長の元谷芙美子氏を講師にお招きし、開催することになっておりましたが、次年度に延期いたしました。

ふくしん若手経営者会

【会員数】 649名(令和3年3月末)

主に若手経営者や事業承継者のサークルで、支店毎に組織されており、勉強会、旅行等を通じて自己研鑽や親睦を図り、異業種交流を深めております。

●全店合同勉強会・交流会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、中止といたしました。

中小企業経営改善のための取り組み状況

「金融仲介機能のベンチマーク」(金融仲介機能の取り組み)について

当金庫は地域経済活性化の実現のため、外部機関と連携し創業支援により開業率を高め、再生支援により廃業率を抑え、取引先の黒字化の支援を目指しております。企業のライフステージに合わせ金融仲介機能を発揮し、金融支援の際は担保、保証に必要以上に依存せず、取引先との対話を通じて課題を把握し、解決するため金融支援と本業支援に取り組んでおります。

これらの取り組みは、金融庁より公表されている「金融仲介機能のベンチマーク」の趣旨と同一のものであり、当金庫が積極的に取り組んだ上開示し、金融仲介機能を発揮して参ります。(記載している計数等は令和3年3月末基準とし、単位未満を切り捨てて表示しております。)

※「金融仲介機能のベンチマーク」は、全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」、各金融機関の取り組みを自己評価する独自の指標である「独自ベンチマーク」があり、本ディスクロージャー誌では「金融仲介機能のベンチマーク」に関する公表指標に **ベンチマーク** と表示しております。

1 外部専門家機関と連携して取引先の課題に合わせた本業支援と金融支援を目指しております。

●取引先の本業支援を目的とした福島信用金庫の外部機関連携先

創業・新規事業

- 日本政策金融公庫
福島支店国民生活事業
- ふくしま農業女子
ネットワーク

販路拡大・人材採用支援・ 補助金等活用支援

- リンカーズ(株)
- READYFOR(株)
- 信金中央金庫
- 城南信用金庫ネットワーク
- パーソルホールディングス(株)
- (株) TMC経営支援センター

事業承継・M&A

- (株)信金キャピタル
- 福島県事業引継ぎ
支援センター
- (株)日本M&Aセンター
- (株)トランビ
- ふくしま地域M&Aセンター

経営全般

- 福島県信用保証協会・
信金中央金庫東北支店
- 福島県よろず支援拠点
- 東北税理士会福島支部

2 経営改善や事業再生の支援に取り組んでおります。

●当金庫をメイン取引としている取引先のうち、経営指標等が改善した先数と融資残高

ベンチマーク共通1

メイン先数	令和元年度	2,134先	経営指標改善先数(割合)	1,183先(55%)
	令和2年度	2,235先		1,292先(57%)
	増加数	101先	増加数	109先(2%p)
メイン先融資残高	令和元年度	536億円	上記融資残高(割合)	329億円(61%)
	令和2年度	598億円		373億円(62%)
	増加額	62億円	増加額	44億円(1%p)

※経営指標とは売上、営業利益率、労働生産性等でその改善が見られた先数と融資残高

●ライフステージ別の与信先数と融資額

ベンチマーク共通4

	年 度	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別 与信先数	令和元年度	3,088先	222先	251先	1,612先	569先	434先
	令和2年度	3,273先	221先	285先	1,549先	687先	531先
	増加数	185先	▲1先	34先	▲63先	118先	97先
融資残高	令和元年度	787億円	30億円	79億円	416億円	95億円	167億円
	令和2年度	881億円	28億円	102億円	440億円	112億円	197億円
	増加額	94億円	▲2億円	23億円	24億円	17億円	30億円

ライフステージの定義

創業期 創業から5年まで

成長期 売上高平均で直近2期が過去5期の120%超

安定期 売上高平均で直近2期が過去5期の120%~80%

低迷期 売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満

再生期 貸付条件の変更または延滞がある期間

●全取引先数と地域企業数の推移 ベンチマーク選択1

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全取引先	3,152先	3,088先	3,273先
地域企業数	17,225先	17,225先	17,225先

※地域企業数は平成28年経済センサス(速報・確報)活動調査

●メイン取引先数の推移及び全取引先数に占める割合 ベンチマーク選択2

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全取引先	3,152先	3,088先	3,273先
メイン取引先	2,258先	2,134先	2,235先
全取引先に占める割合	71%	69%	68%

●当金庫が貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 ベンチマーク共通2

	条件変更先数	好調先	順調先	不調先(不調先の内計画なし)
令和元年度	467先	12先	44先	411先(384先)
令和2年度	541先	1先	40先	500先(423先)
増加数	74先	▲11先	▲4先	89先(39先)

※好調(120%超)、順調(80%~120%)、不調(80%未満)

3 お取引先の本業支援に取り組んでおります。

コロナ禍に対応し、事業承継支援課を発展させ、営業推進部内に本業支援課を新設、これまでの創業支援・事業承継支援に加え、経営改善・各種助成金の相談等支援内容の拡充を図りました。また、毎週日曜日、北・南支店で「融資相談会」を実施しております。



●本業支援・ソリューションの提供件数

ベンチマーク共通3

ベンチマーク選択21

ベンチマーク選択19

	創業支援先数	事業承継支援先数	M&A支援先数
令和元年度	28先	55先	1先
令和2年度	30先	50先	7先
増加数	2先	▲5先	6先

●クラウドファンディング取扱い件数 ベンチマーク独自

	受付件数	成立件数
令和元年度	4件	3件
令和2年度	3件	1件
増加数	▲1件	▲2件

※Readyfor取扱い件数です。

●夢の懸け橋ファンドの活用先数 ベンチマーク独自

	活用先数	総投資金額
累 計	10先	100百万円

夢の懸け橋ファンドの新規受付は終了いたしました。

中小企業経営改善のための取り組み状況

当金庫は、クラウドファンディングサービス「Readyfor」を運営するREADYFOR(株)と基本協定を締結し、事業成長の機会の創出や、販路拡大等の支援を行っております。

プロジェクト成功例

●写真家 青柳陽一のカメラマン育成学校設立プロジェクト

2017年3月末に閉校した福島県伊達市大枝小学校校舎を借り受けて、青柳陽一写真学校を開設するため、スタジオや展示室に改修するプロジェクトです。

プロジェクト成功例



4 ビジネスマッチングや販路開拓支援によって、取引先の成長を支援しております。

○東北地区信用金庫協会：「ビジネスマッチ東北2021春」

(当金庫取引先20社出展)

○信金中央金庫：「旬彩カタログ」掲載(当金庫取引先1社)

○城南信用金庫ネットワーク：「2020“よい仕事おこし”フェア」

(当金庫取引先1社出展)

○リンカーズ(株)：累計16社

「ビジネスマッチ東北2021春」



5 担保や保証に過度に依存しない融資に取り組んでおります。

取引先の事業内容に踏み込んだ評価をすることで、担保や保証に過度に依存しない融資に努めております。

●地元中小企業融資における無担保融資先数及び無担保融資額の割合

ベンチマーク選択7

	全与信先①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②
令和元年度	3,088先	787億円	1,635先	215億円	52%	27%
令和2年度	3,273先	881億円	1,584先	248億円	48%	28%
増加数・額	185先	94億円	▲51先	33億円	▲4%p	1%p

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	新規無保証融資件数	経営者保証なしの割合	保証解除件数
令和元年度	815先	25%	38先
令和2年度	882先	26%	12先
増加数	67先	1%p	▲26先

6 取引先の資金繰りの最大の安定化のため、事業性評価シート作成により短期継続融資に取り組んでおります。

●短期継続型融資実行先数・金額※

ベンチマーク独自

	先数	残高
令和元年度	172先	16億円
令和2年度	120先	11億円
増加数・額	▲52先	▲4億円

●運転資金に占める短期資金の割合

ベンチマーク選択33

	運転資金額	短期融資額
令和元年度	324億円	105億円
令和2年度	434億円	90億円
増加数	110億円	▲15億円

※担保や保証に依存せず取引先の事業を把握した事業性評価シートを活用した運転資金専用の手形貸付の形態と福島県信用保証協会短期継続融資商品「どしりくん」の残高

地域の皆さまに親しまれ信頼される「ふくしん」を目指し、積極的に地域活動に取り組んでおります。

主なトピックス

令和2年
4月

- ホームページ全面リニューアル
- 古閑裕而生誕110周年記念懸賞金付定期預金発売
- 福島県8信用金庫「SDGs共同宣言」



11月

- 「春よ来い!」桃源郷・3湯応援プロジェクト懸賞(温泉施設利用券)付定期預金発売
- 福島県8信用金庫「Go To Eatキャンペーンふくしま」プレミアム食事券販売
- 川俣町との連携事業「好感度アップ接遇向上セミナー」開催
- 2020よい仕事おこしフェア(羽田イノベーションシティ)参加
- 総代懇談会開催
- だてな美食倶楽部「ももスイーツ」商品化を伊達市長へ報告

12月

- 日本財団「わがまち基金」に伊達市の6次化を目指す「だてな美食on-line食Pingプロジェクト」(1,000万円)が採択

5月

- 雇用調整助成金(新型コロナウイルスによる特例等)無料個別相談会開催
- 総代懇談会開催

6月

- 信用金庫の日 県内8金庫一斉クリーン作戦実施
- 第44回通常総代会
- だてな美食倶楽部 令和2年度第1回研修会開催

7月

- 「ふくしん生活支援ローン」(新型コロナウイルス対応)の取扱い開始
- 第8回ふくしん「東北・夢の桜街道運動」児童絵画コンクール実施
- 2020ディスクロージャー誌発刊・公表

8月

- 高校生職場見学

9月

- 高校生向け金融教室「ふくしんマネースクール」を保原高校で実施
- WEB完結ローン取扱い開始

10月

- 県内8信用金庫一斉クリーン作戦実施

令和3年
1月

- 福島市企業版ふるさと納税に信金中金から1,000万円寄付
- 古閑裕而生誕110周年記念懸賞金付定期預金抽選会
- 第8回「ふくしんこども応援賞」表彰式
- ふくしんSDGs私募債(福利厚生型)受託

2月

- ふくしんマネースクール開催(2月・3月に2校開催)



- インターンシップ(WEB)実施

3月

- 「ビジネスマッチ東北2021春」
- 「春よ来い!」桃源郷・3湯応援プロジェクト懸賞(温泉施設利用券)付定期預金抽選会
- 桑折町との連携事業「SDGs研修会」開催

〈令和2年度 新型コロナウイルス感染症への対応〉

当金庫では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種支援策を実施いたしました。

①新型コロナウイルス対策相談窓口

新型コロナウイルスの影響により営業活動に支障をきたしている法人・個人事業主の皆様を対象として、「新型コロナウイルス対策相談窓口」を設置し、「福島県緊急経済対策資金」新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)にも対応いたしました。

②雇用調整助成金(新型コロナウイルスによる特例等)無料個別相談会開催

新型コロナウイルスの影響を受けたお客さま向けに、雇用調整助成金(新型コロナウイルスによる特例等)に関する無料個別相談会を開催いたしました。

③新型コロナウイルス対策資金

新型コロナウイルスにより営業活動に支障をきたしている法人・個人事業主の皆様を対象とした融資商品を新設しました。

④新型コロナウイルスの影響による融資条件変更手数料の無料化

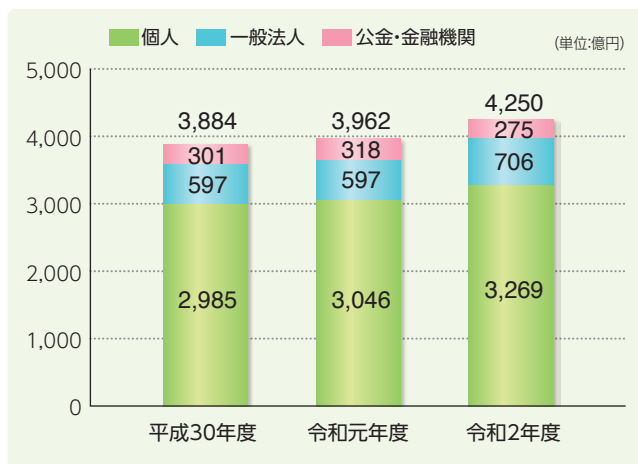
新型コロナウイルス感染症拡大により、事業や生計に影響を受けられた事業所や個人のお客さまを対象に、借入金の返済猶予などの融資条件変更を手数料無料にて対応しました。

令和2年度の業績

令和2年度は、預金積金については前期末比288億円増加し、預り資産については前期末比12億円の減少となりました。貸出金については、前期末比94億円の増加となりました。収益面は、当期利益金で前年並みの5億92百万円を確保し、17期連続の黒字決算となりました。

預金積金の状況

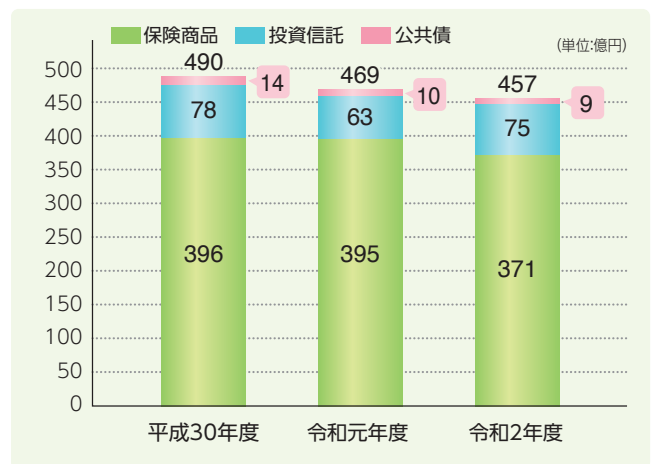
公金は指定金融機関の輪番制の交代による影響で減少しましたが、個人及び一般法人預金で増加し、前期比288億円増加の4,250億円となりました。



預り資産の状況

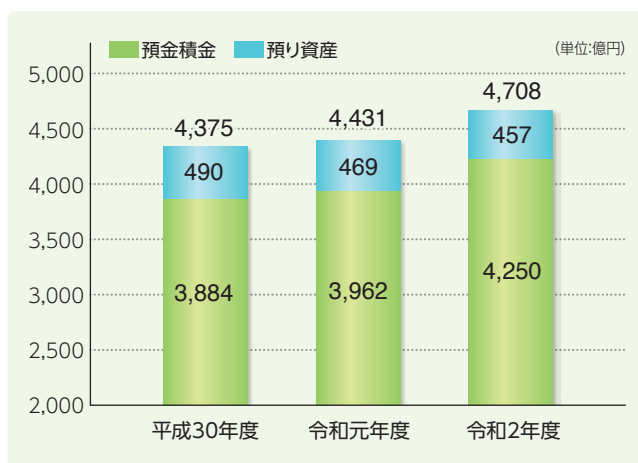
お客さまのニーズにお応えするため、公共債、投資信託、保険商品等の業務にも積極的に取り組んでおります。

基準価格の上昇から投信で12億円増加し、公共債・保険商品で23億円減少となり、預り資産合計では前期末比12億円減少の457億円となりました。



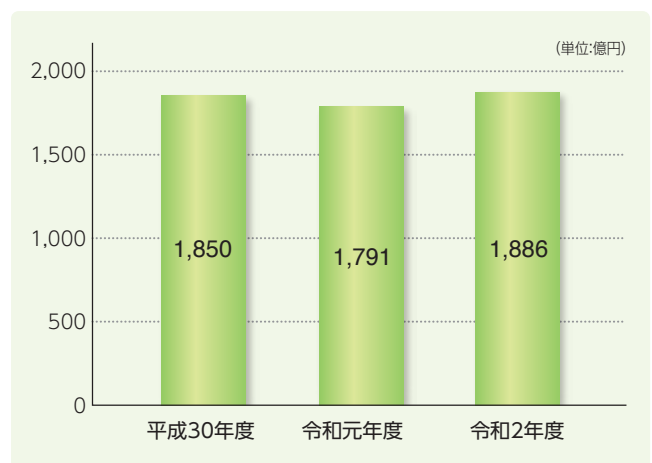
総預り資産の状況

預金に預り資産を加えた総預り資産は、前期末比277億円増加の4,708億円となりました。



貸出金の状況

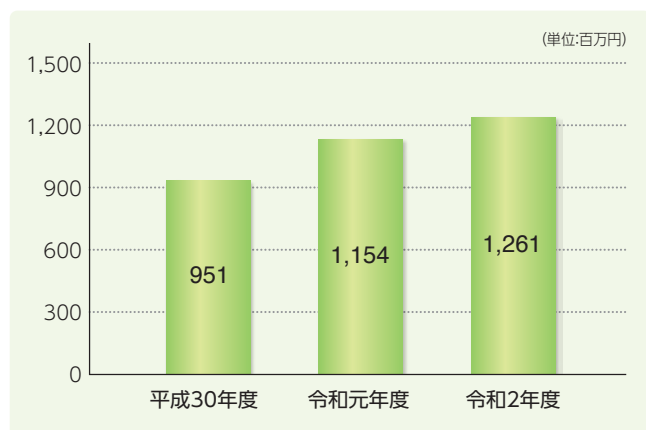
個人向けで12億円の減少となったものの、一般事業所向けで83億円増加、地公体向けで10億円増加し、前期末比で94億円増加の1,886億円となりました。



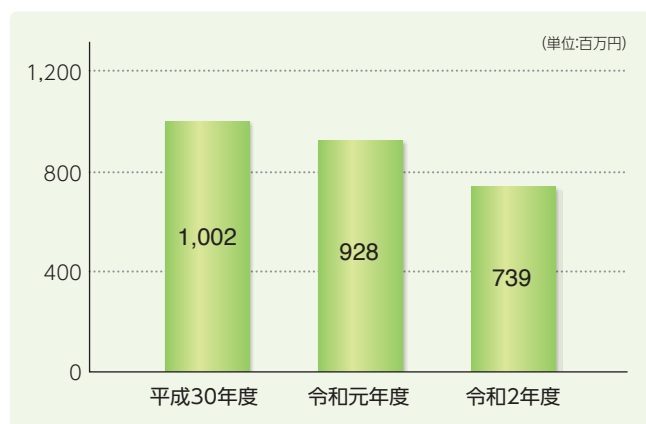
■ 収益の状況

コロナ資金の取扱いにより貸出金量が増加した反面、利回りの低下が影響し貸出金利息収入は微増に止まりましたが、外国証券・投資信託等の運用益により、コアの業務純益は12億円を超えました。一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、金融市況が急変したことから、有価証券のロスカットを前倒しで実施したことと、予防的な信用コストを積み増した影響から、最終的な当期利益は前年並みの5億92百万円となりました。

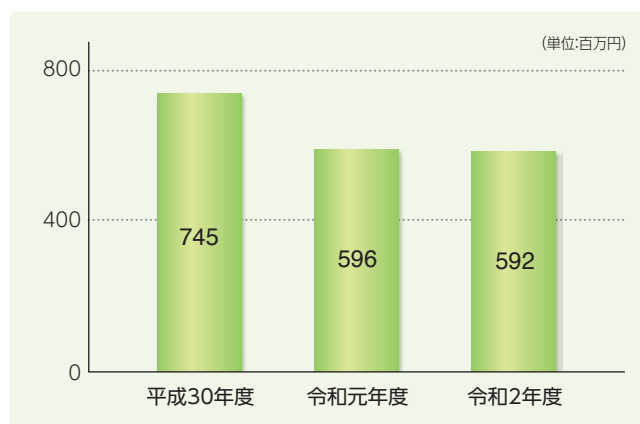
コアの業務純益



経常利益



当期純利益



※通常は、マスクの着用・アクリルパーテーションの設置・アルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しております。

自己資本の状況

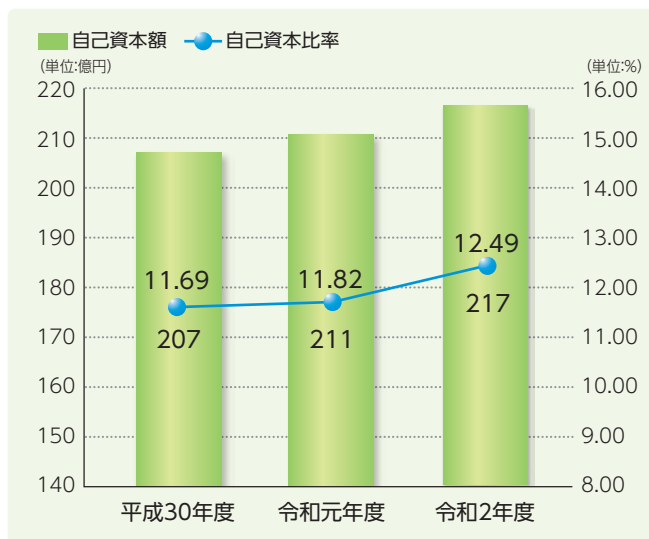
自己資本比率 12.49%

自己資本比率

分子の自己資本額は、当期純利益5億92百万円計上により、前期末比5億32百万円増加の217億24百万円となりました。

一方、分母となるリスク・アセットは、余裕資金で10億円増加しましたが、貸出金では、信用保証協会による保証付き融資の残高が増加し、リスクウエイトの高い貸出金が減少したことにより60億円減少しました。その結果、リスク・アセット合計では前期末比53億69百万円減少し、自己資本比率は0.67ポイント上昇の12.49%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

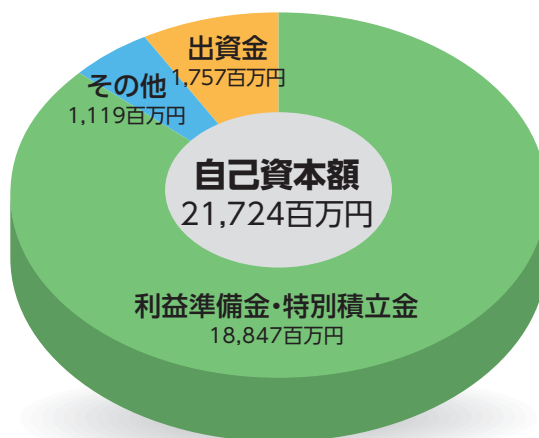
なお、決算時においては、資産の自己査定を厳格に実施し、適切な償却・引当を行っております。



自己資本内訳(調達手段の概要)

当金庫の自己資本は、地域の会員の皆さまからの出資金のほか、創業以来利益の中から貯えてきた利益準備金や特別積立金による内部留保となっております。

出資金	1,757百万円
利益準備金・特別積立金	18,847百万円
その他	1,119百万円
自己資本の額(A)	21,724百万円
リスク・アセット等の額の合計額(B)	173,869百万円
自己資本比率(A)/(B)	12.49%



自己資本の充実度に関する評価

当金庫は、これまで内部留保の積み上げにより自己資本を充実してきました。その結果、自己資本額217億円のうち内部留保は188億円に上り経営の健全性・安全性は、十分に保っていると評価しております。

なお、自己資本は、今後も年度ごとに掲げる収益計画に基づいて得られる利益から内部留保を積み上げる所存です。

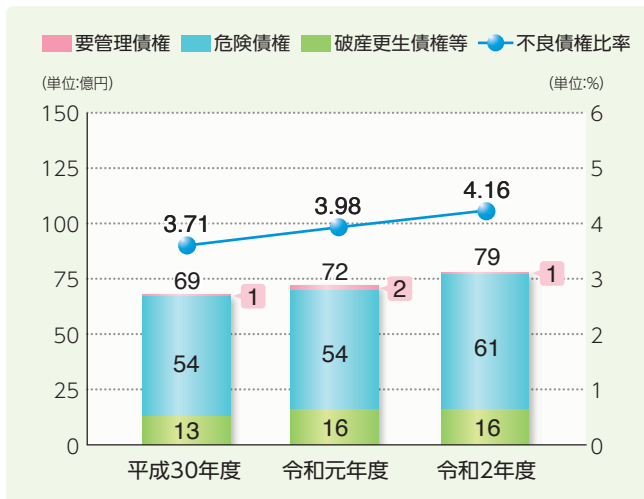


不良債権比率 4.16%

不良債権の状況

金融再生法に基づく不良債権残高は前期末比7億17百万円増加の79億47百万円となり、不良債権比率も前期末比0.17ポイント上昇し、4.16%となりました。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構や福島県中小企業再生支援協議会等、外部機関と連携しながら積極的に事業再生に取り組んでおります。

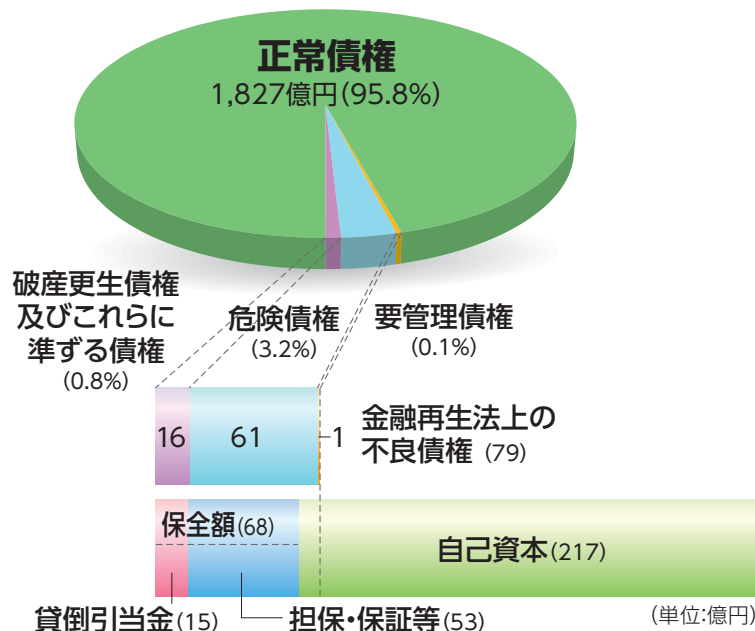


また、当金庫は貸出金債権に対する厳格な自己査定を行っており、債務者区分ごとに担保・保証等による債権の回収の可能性を検討し、貸倒引当金を適正に計上しており、同債権に対する引当・保全状況は以下のとおりです。

金融再生法に基づく開示債権と保全状況

(単位: 百万円、%)

区 分	平成元年度 債権額	令和2年度					
		債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証額(c)	貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	7,230	7,947	6,823	5,310	1,513	85.85%	57.37%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,608	1,619	1,619	736	883	100.00%	100.00%
危険債権	5,414	6,164	5,126	4,504	622	83.16%	37.47%
要管理債権	207	163	77	70	7	47.43%	8.18%
正常債権	174,031	182,788					
合 計	181,262	190,735					



総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

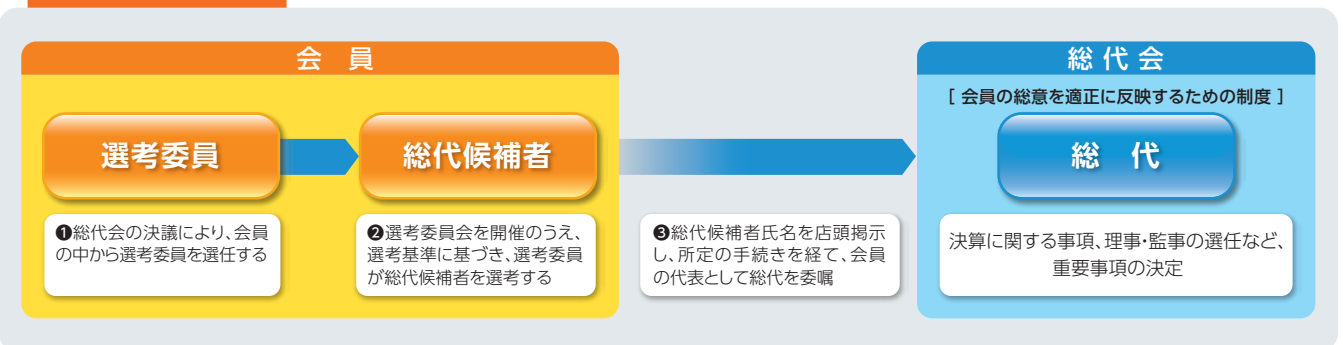
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、ご意見箱の設置やお客さまアンケート、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代の選任方法

総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は130人以上150人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和3年7月1日現在の総代数は134人です。

総代の選任方法

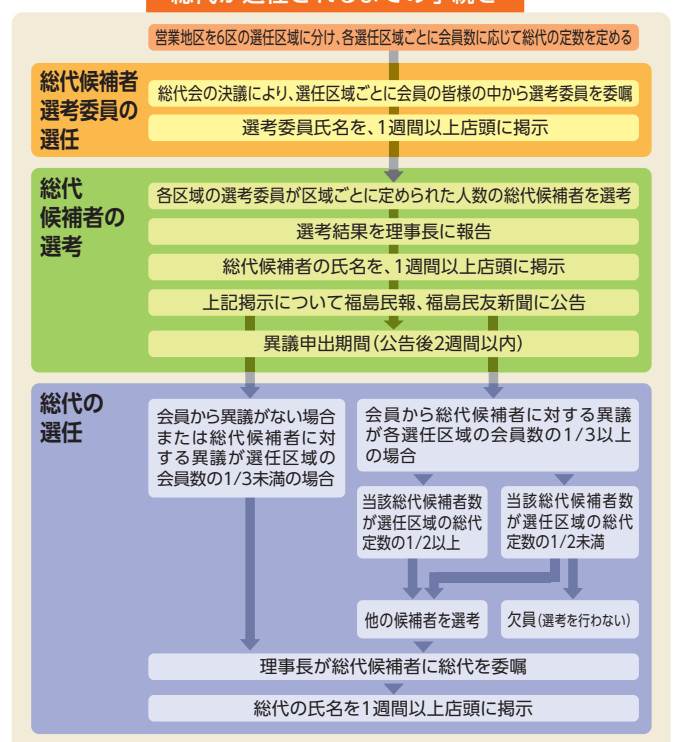
総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

1. 資格要件
当金庫の会員であること。
2. 適格要件
 - ① 就任時点で満75歳未満であること。
 - ② 総代として相応しい見識を有し、当金庫の発展に寄与できる方
 - ③ 良識をもって正しい判断ができる方
 - ④ 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
 - ⑤ 行動力があり、積極的な方
 - ⑥ 当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引も良好である方
 - ⑦ 広く会員の意見を採りあげることができる方
 - ⑧ 反社会的団体（暴力団および過激行動団体等）に所属していない方
 - ⑨ 再任の場合は、総代会および総代懇談会の出席状況を勘案する。
 - ⑩ その他当金庫が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続き



● 選任区域ごとの総代氏名

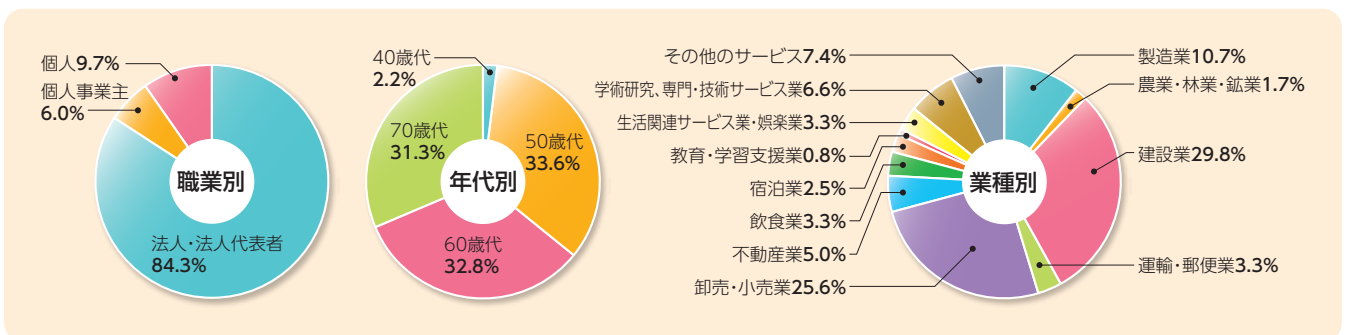
(敬称略、五十音順)

区	選任区域	人数	氏名
1	福島市	28	芦田 一 ⑧ 板倉 雄一郎 ③ 伊藤 滋 ① 大内 徹 ⑥ 大関 宏之 ① 大橋 広明 ③ 尾形 喜久雄 ① 鍛冶 輝雄 ⑥ 加藤 裕司 ④ 蒲倉 達也 ④ 菅野 富信 ⑤ 菅野 日出喜 ⑧ 菊池 吉彦 ⑥ 黒羽 好夫 ④ 小林 孝幸 ⑦ 作田 謙太郎 ① 佐藤 和子 ② 菅野 西坂 順彦 ③ 佐戸川 政実 ① 丹治 正博 ⑦ 寺島 雄峰 ⑥ 東米 物産(株) ② 西川 西川 龍一 ⑤ 西村 修次 ⑤ 羽田 裕幸 ① 榎木 茂 ⑤ 森崎 英五郎 ③
2	福島市、二本松市 本宮市、安達郡大玉村	31	赤間 俊広 ③ 阿部 茂之 ② 安斎 常克 ④ 梅津 守男 ③ 追分 拓哉 ⑥ 菊池 幸治 ② 岸波 一 ⑤ 岸村 和広 ⑤ 紺野 道昭 ① 斎藤 秀一 ④ 斎藤 俊雄 ③ 齋藤 嘉紀 ① 齋藤 義博 ④ 佐藤 重昭 ① 鈴木 鈴木 ② 史昭 ② 勉 ① 手塚 健一 ⑤ 東開工業(株) ⑫ 永澤 耕三 ③ 引地 幹雄 ⑥ 照夫 ① 成夫 ① 船山 一史 ① 星 千重子 ⑤ 三浦 康伸 ④ 山田 稔 ② 渡邊 和裕 ⑨ 勝美 ④ 渡邊 兼光 ① 渡邊 好秋 ⑧
3	福島市	24	安藤 一 ⑤ 氏家 圭三 ④ 大槻 一博 ② 大山 弘明 ⑤ 角田 正彦 ④ 加納 武志 ⑦ 亀井 淳 ① 菅藤 國夫 ③ 菅野 好昭 ① 小松 良行 ⑥ 紺野 勝寛 ② 紺野 正雄 ④ 紺野 正敏 ⑤ 斎藤 伸洋 ⑥ 隆一 ② 渋谷 順子 ⑤ 鈴木 重忠 ② 関根 高明 ⑤ 栃窪 博明 ④ 中村 昭司 ⑥ 益一 ② 吉田 政俊 ④ 吉成 健二 ① 渡辺 善信 ⑤
4	伊達郡桑折町、国見町 宮城県白石市越河	13	大野 隆男 ① 菊池 吉浩 ② 斎藤 規雄 ④ 佐久間 友一 ⑥ 渋谷 浩一 ⑥ 鈴木 清幸 ③ 高橋 修一 ② 中山 宗隆 ② 半澤 博 ⑩ 藤倉 実 ⑤ 古溝 忠一 ⑥ 本間 澄雄 ⑧ 松浦 知弘 ①
5	伊達市 相馬市玉野、東玉野 相馬郡飯館村のうち 須置他一部 宮城県伊具郡丸森町	30	石井 達哉 ④ 海老原 三博 ④ 大沼 貞生 ④ 小野 貴志 ③ 小野 秀樹 ② 桂山 武 ⑥ 菅野 宇一 ⑤ 菅野 京子 ① 菊田 慎一 ③ 橋内 久芳 ⑤ 光野 光弘 ② 齋藤 和也 ⑪ 佐々木 彰 ④ 佐藤 隆 ⑤ 佐藤 義明 ③ 誠 ⑧ 志賀 裕市 ⑤ 白井 貴光 ② 鈴木 勝文 ② 鈴木 正英 ⑤ 保則 ③ 恵造 ⑤ 土屋 武 ③ 羽賀 泰博 ② 堀 幸司 ② 堀江 稔 ③ 敏幸 ⑥ 信之 ⑤ 渡邊 渡邊
6	伊達郡川俣町、福島市飯野町 双葉郡浪江町のうち津島ほか一部 相馬郡飯館村のうち飯種ほか一部	8	安達 元隆 ⑥ (株) 丸本 ④ 香野 民夫 ① 古俣 猛 ⑥ 高槻 秀夫 ⑧ 高橋 照伸 ① 菅田 幸男 ⑥ 丸進機業(株) ④

(注) 丸数字は総代の就任回数

(令和3年7月1日現在 134名)

● 総代の属性別構成比



※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。(令和3年7月1日現在)

■ 第45回通常総代会の議事内容

令和3年6月18日に開催された第45回通常総代会では、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については原案のとおり承認されました。

報告事項

第45期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第45期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



役職一覧



	常勤理事	常勤理事	常勤理事	常務理事	監事	監事	常勤監事
〈後列〉	あきやま けんじ 秋山 研二	やしま まこと 八島 誠	おかざき しゅんじ 岡崎 俊二	うめ つみねあき 梅津 実明	いわ きょうご 岩城 恭子	さいとう としはる 斎藤 敏春	しもやま まさひろ 霜山 雅弘
	常務理事(代表理事)	常務理事(代表理事)	専務理事(代表理事)	理事長(代表理事)	理事	理事	理事
〈前列〉	おおはし たつお 大橋 達夫	おの しんいち 小野 真一	わたなべ しんいちろう 渡邊 伸一郎	ひぐち いくお 樋口 郁雄	みな せいじゅう 三品 清重	や ない かずのり 箭内 一典	かんの ひとし 菅野 仁

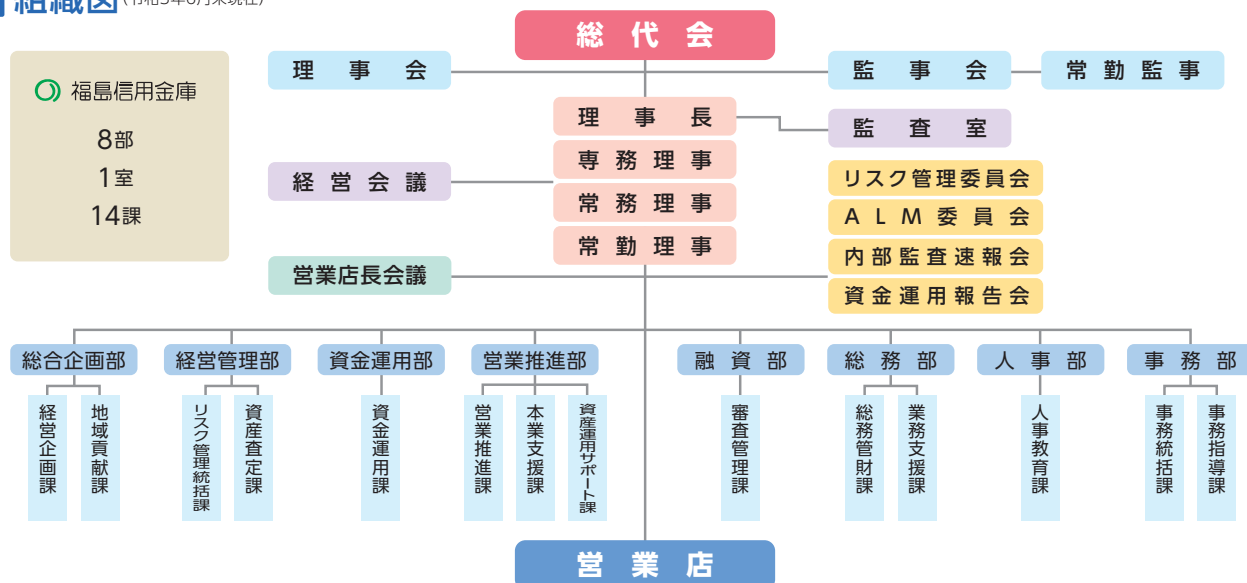
※理事 三品清重、箭内一典、菅野 仁は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事 斎藤敏春は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。
(令和3年6月末現在)

常勤役職員数

(単位:名)

年 度	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
常 勤 役 職 員 数	305	319	324	324	321
役 員	9	9	9	8	9
男 性 職 員	186	190	192	189	189
女 性 職 員	110	120	123	127	123

組織図 (令和3年6月末現在)

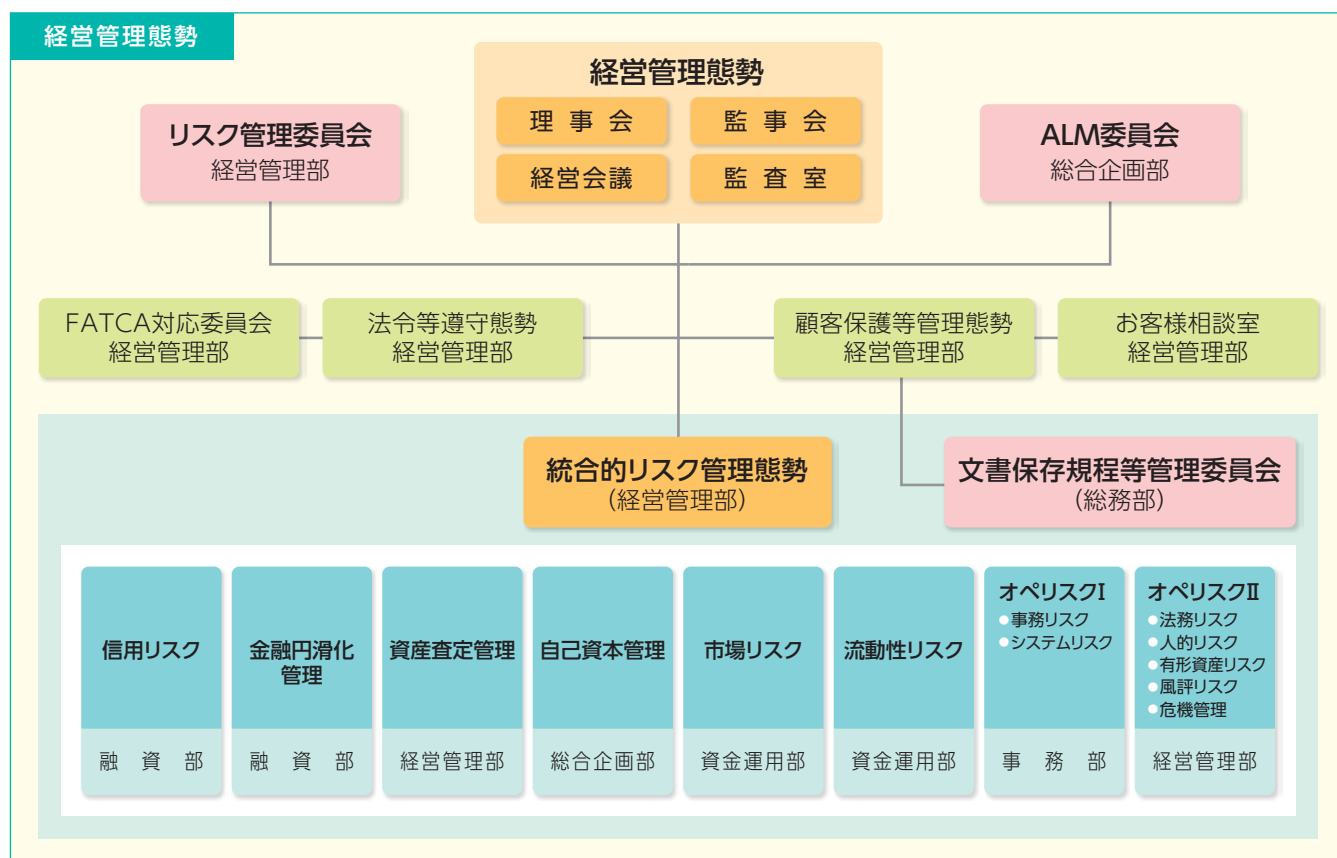


当金庫は、内部統制システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するため必要不可欠なものであるとの認識のもと、これを経営の重要課題として位置づけ、「内部統制基本方針」を定め、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。また、「グループ内統制基本方針」を定め、子法人に対しても、内部統制を図っております。

「内部統制基本方針」には次の事項が定められております。

- 1 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 2 当金庫および当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 3 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 4 理事及び職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 5 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- 6 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
- 7 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 8 当金庫の子法人等の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 9 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 10 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 11 当金庫の子法人等の取締役等の役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
- 12 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 13 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 14 その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

組織面では、管理体制、各リスクの管理担当部署を下記の態勢図のとおり定めているほか、他の組織から独立した監査部門（監査室）の設置により相互牽制機能を確保するとともに、定期的に「リスク管理委員会」および「ALM委員会」を開催し、リスク管理態勢強化の進捗状況、各リスクの現状課題等を討議・検討し、その結果は経営会議に報告する体制を構築しております。



法令遵守(コンプライアンス)への取り組み

当金庫は法令等遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題として位置付け、「コンプライアンス態勢」や「コンプライアンス・プログラム」を独自に確立、策定し法令等遵守態勢の強化に努めております。

具体的には

体制の整備と計画的な推進

経営管理部を統括部署として、企画・推進ならびに各部室店に対する支援機能を充実・強化しております。

また、コンプライアンスの教育・啓蒙並びに法令等遵守を徹底するため、各部室店に「コンプライアンス責任者」を配置して円滑な連携を図ることができる体制としております。

さらにはコンプライアンス実現のための具体的な実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、コンプライアンスの実効性確保のための諸施策とスケジュールを定め、その実践に取り組んでおります。特に金融商品販売ルール遵守、および犯罪収益移転防止法等に基づく「マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策」等の徹底を図っております。

関連規程等の整備

コンプライアンス態勢構築のため「法令等遵守の基本方針」・「ふくしん行動綱領」を法令等遵守規程として定めているほか、コンプライアンス・マニュアルでは「法令等遵守規程」・「遵守すべき主な法令」・「職員心得(ふくしん職員としての基本的な心構え)」・「登録金融機関業務に関するコンプライアンス」等を制定し、電子化移行により全役職員が閲覧可能となることで徹底しております。

また、「接待・贈答に関する規程」・「不祥事件の手続きに関する規程」・「新規業務等のリーガルチェックに関する規程」・「内部通報・相談制度規程」等を制定するなどコンプライアンスに対する周知徹底を図っております。

研修体制の充実・強化

土曜日に開催する「自主勉強会」や通信講座の受講、各部店において実施される勉強会等さまざまな機会をとらえてコンプライアンスに関する研修を継続かつ積極的に行うことにより、役職員の業務関連法務知識の習得とコンプライアンス・マインドのより一層の醸成を図っております。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはお客様相談室(電話:024-515-5009)にて、受け付ける態勢となっております。



紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

顧客保護に向けた取り組み

お客さまのご意見を真摯に誠実に受け止め、お客さま満足度の高い金融サービスを実現するため、説明責任の徹底など顧客保護や利便性の向上に努めております。

顧客保護管理方針の周知

顧客の保護と利便性の向上のため以下の管理方針を定め、組織全体に周知しております。

- (1) 顧客に対する取引または商品の説明および情報提供の適切性および十分性の確保
- (2) 顧客の相談・苦情の対処の適切性の確保
- (3) 顧客の情報管理の適切性の確保
- (4) 当金庫の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応管理の適切性の確保
- (5) 当金庫または関連会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないような利益相反管理の適切性の確保
- (6) その他顧客保護や利便性の向上のために必要な業務管理の適切性の確保

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の公表

個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を店頭やホームページで公表しております。

利益相反管理方針概要の公表

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、利益相反管理方針を定め概要を店頭やホームページで公表しております。

振り込め詐欺の防止および救済

振り込め詐欺などの被害防止のため、注意喚起のポスター掲載や防犯事例の金庫内での共有に取り組んでおります。また、振り込め詐欺等による被害者を救済する法律を十分に認識し、金融機関の相互連携を図り、被害資金の返還にも積極的に取り組んでおります。



暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成20年11月18日「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、断固たる信念をもって排除する」と定め、反社会的勢力との関係排除への取り組みを強化しております。

さらに、反社会的勢力への対応を更に強化するために、平成22年6月1日より、信用金庫取引約定書および預金規定などに「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、預金、当座勘定、貸金庫等のお取引開始時に、お客さまに反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

これにより、同日以降、表明・確約に関して虚偽の申告をなされたことが判明した場合にはお取引を停止または解約させていただくこととなりました。

当金庫は、平成24年6月22日の総代会において「反社会的勢力の会員からの排除に関する定款の一部改正」を決議し、平成24年8月1日より当金庫会員からの反社会的勢力等の排除に取り組んでおります。

また、平成27年1月から「反社管理システム」、令和2年8月から新システムを全店に導入し、新規取引等の際に反社会的勢力に該当するかどうかのシステムによる照会を実施し、反社会的勢力等に該当した場合はお取引を謝絶する等の対応を図っております。当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係排除に向け、積極的に取り組んでまいります。

各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクの一つであるとの認識のうえ、リスクを適正に把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別、資金使途別の管理、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、「融資統合システム」・「不動産担保評価システム」による資産査定体制の整備、精度向上等に努めております。

貸倒引当金は、自己査定基準に基づき、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し損失を被るリスクや収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、経営方針に基づき、年度ごとに有価証券の保有限度額、損失限度額、リスクリミット等を決定し、一定のリスクテイクを行うとともにVaR法やBPV法等のリスク管理手法を活用し、リスク管理に努めております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になるリスク(資金繰りリスク)や市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当金庫では、年度のリスク管理方針に基づき、手元流動性比率と支払準備率の目標を設定し、日次ベース・月次ベースで管理するとともに、流動性を重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努めております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスクとシステムリスクを「オペレーショナル・リスクⅠ」、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理を「オペレーショナル・リスクⅡ」として区分・管理しております。各リスクの管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において、協議・検討するとともに、定期的に経営会議及び理事会等に報告する態勢を整備しております。

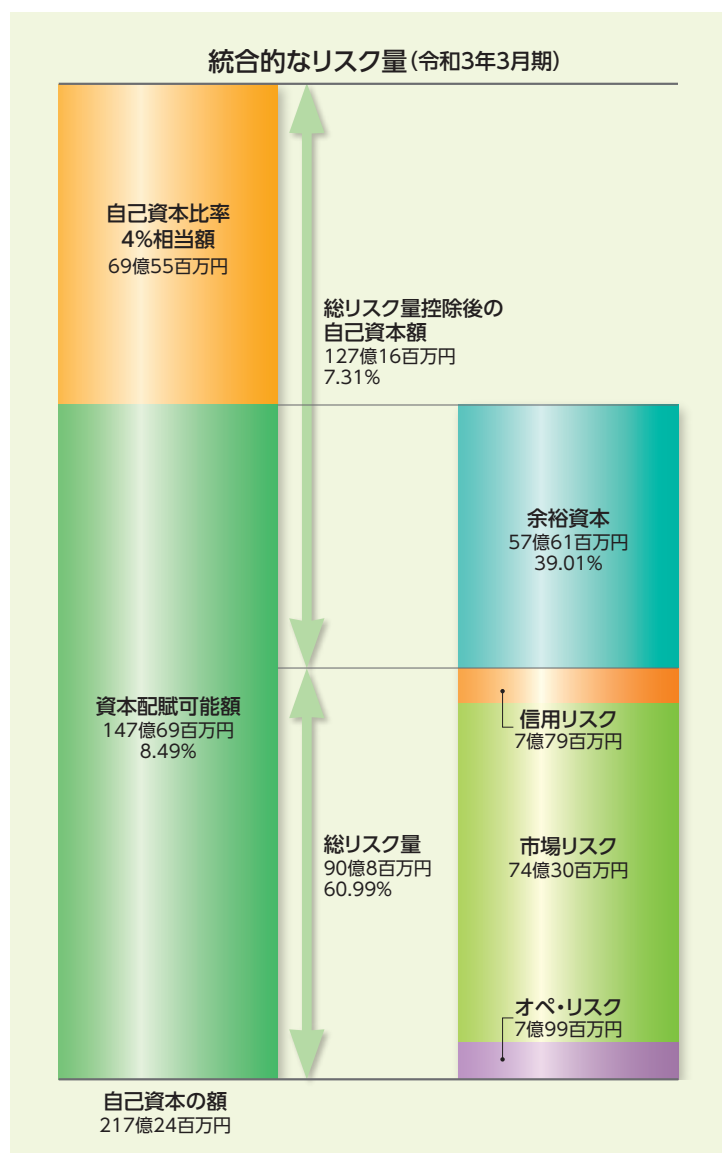


■ 統合的なリスク量

当金庫では、把握可能なリスク量の計量化に努め、その合計リスク量が経営体力(自己資本)の範囲内に収まるよう管理を行なっております。なお、リスク管理上の自己資本額は、より厳格に管理するためコア資本に係る基礎項目の額から調整項目の額を差し引いた額を使用しております。

統合的なリスク量90億8百万円のすべてが顕在化した場合でも総リスク量控除後の自己資本額は127億16百万円となり、自己資本比率は、国内基準である4%を上回る7.31%となります。

総リスク量控除後の自己資本額から国内基準自己資本比率4%相当分を差し引いた57億61百万円は計量化困難なリスクや想定を超えるリスクの備えとして確保しております。



統合的なリスク管理における 当金庫のリスク量算出方法

信用リスク

信頼水準99%、保有期間1年のVaR(バリュアットリスク)とし、モンテカルロ・シミュレーションの方法により算出しております。

市場リスク

分散・共分散法によるVaRにより算出しております。

算出対象：資産負債の金利リスク、
価格変動リスク、為替リスク、その他
信頼水準：99%
保有期間：120営業日
観測期間：5年

オペレーショナルリスク

バーゼルⅢにおける基礎的手法により、毎年の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として算出しております。



当金庫は、人材は重要な経営資源“人財”と考え、職員の能力開発を支援する態勢を整えております。お客さまへ質の高いサービスが提供できるよう、専門知識や提案力の向上を目指し、“人財育成”に努めております。また、職員が生き生きと働くことができる、より良い職場環境作りのための取り組みを行っております。

■ 新入職員研修

●当金庫の職員採用状況(令和3年4月1日入庫)

採用者数 8名(うち 男性2名、女性6名)



●新入職員OJT(職場内訓練)

新入職員は約2週間の集合研修で、ビジネスマナーや金融知識の習得を行います。研修終了後、新入職員は各営業店に配属され、先輩職員(マンツーマンリーダー)の親身できめ細やかな指導のもと、真の信用金庫人として成長するための基礎を学んでいきます。

■ 専門力を持った人材の育成

職員のキャリア形成を支援することで、お客さまの様々なニーズにお応えできる専門力を持った人材の育成に取り組んでおります。

●当金庫の有資格者

(令和3年3月末現在)

中小企業診断士	15名
社会保険労務士	1名
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	14名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	163名
宅地建物取引士	17名
動産評価アドバイザー	3名
農業経営アドバイザー	5名
医療経営士	3名
サービス介助士	18名

■ 子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得しています！

当金庫は、次世代育成支援対策推進法に基づいた「子育てサポート企業」として、平成30年7月に「子育てサポート企業」認定通知書の交付(「くるみん認定」)を受けました。



■ 充実した研修による人材の育成

全国信用金庫協会等が主催する外部研修への派遣や、金庫独自の各種集合研修や勉強会を実施し、職員個々のスキルアップを図っております。

●外部派遣研修等への参加状況

	令和元年度	令和2年度
全国信用金庫協会主催研修	12講座12名	— ※
東北地区信用金庫協会主催研修	11講座15名	3講座 4名
福島県信用金庫協会主催研修	4講座16名	— ※

この他、金庫独自の集合研修を人事部をはじめ各部で開催しております。

●土曜講座(自主勉強会)への参加状況

	令和元年度	令和2年度
コンプライアンス研修	20名	— ※
全信協実務試験対応研修	のべ25名	— ※
内部監査について	60名	— ※

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、未開催となりました。

■ 女性の能力発揮に向けた取り組み

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律への取り組み～ 福島信用金庫行動計画

当金庫は女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しております。

1. 計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
2. 目標：
 1. 課長に占める女性割合を15%以上にする。
 2. 営業職で働く女性の人数を10名以上とする。
 3. 男女の勤続年数の差を3年以下とする。

■ ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)への取り組み

当金庫は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定しております。

1. 計画期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
2. 内容

目標1

女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業取得率を20%以上とする。

目標2

有給休暇の取得率アップを図る。

CS(お客さま満足)向上運動

当金庫は、お客さまに最良・最適なサービスを提案・提供し、「ふくしん」への「満足度」を高めていただくことで、地域のお客さまに最も信頼され、一番に選ばれる金融機関を目指すとともに、「身近にあって、親しみやすい金融機関」の実現のため、「CS(お客さま満足)向上運動」を展開しております。

■お客さまアンケート結果について

より良い金融サービス提供に役立てるため、お客さまにご協力いただき、アンケート調査を実施いたしました。多数の貴重なご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。いただきましたご意見・ご要望を今後の業務に生かし、より一層のサービス向上に努めて参ります。主な調査結果は下記のとおりです。

■調査期間／令和2年10月19日(月)～11月24日(火)

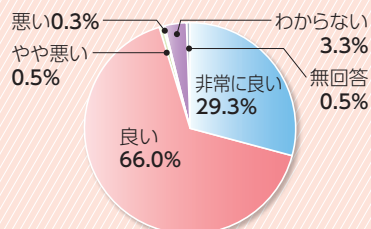
■調査方法／保険商品、投資信託等の預り資産商品を契約中のお客さまのうち、年代を均等に抽出した1,000先のお客さまへアンケート用紙を発送、投函いただきました。

■回答者数／365先(回答率36.5%)

店舗窓口について

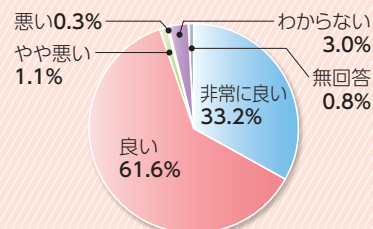
1

職員はお客さまの顔を見て、明るく元気な挨拶をしていますか。



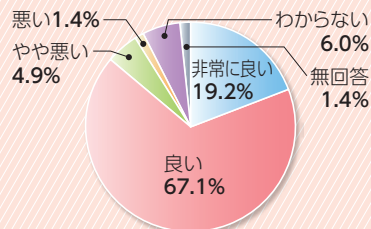
2

職員はお客さまに対し、丁寧な言葉遣いと親身な対応をしていますか。



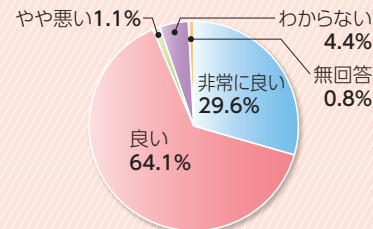
3

ご来店時の待ち時間はいかがですか。



4

店内外の清掃・整理整頓は行き届いていますか。



■理事長と若手職員による座談会

CS向上のため、理事長と入庫5年目職員15名で座談会を実施し、お客さま対応での心がけや仕事への熱意、資格取得への意欲など活発な意見を交わしました。



令和2年11月13日(金)本店屋上にて記念撮影

■「人にやさしい」店舗づくりへの取り組み

当金庫では、すべてのお客さまに気持ち良くご利用いただけるよう「人にやさしい店舗づくり」に取り組んでおり、全店舗に音声機能付きATM、耳のシンボルマーク、筆談用メモパッド、助聴器、杖ホルダーを設置しております。また、多目的トイレや車椅子用スロープなど店舗設備のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や、車椅子利用者専用駐車場の設置に順次取り組んでおります。



筆談用メモパッド・助聴器

県北地域に広がる〈ふくしん〉ネットワーク

地域のふれあいを大切に、24店舗が元気に営業中！

- | | | | |
|-----------|------------|----------|--------------|
| 001 本店 | 011 南支店 | 019 飯坂支店 | 034 霊山おてひめ支店 |
| 004 駅前支店 | 012 吉井田支店 | 020 松川支店 | 041 川俣支店 |
| 005 東支店 | 013 岡山支店 | 021 桑折支店 | 043 飯野支店 |
| 006 西支店 | 014 ほうらい支店 | 024 国見支店 | 総合相談センター |
| 007 北支店 | 015 瀬上支店 | 025 伊達支店 | |
| 009 八島田支店 | 016 鎌田支店 | 032 梁川支店 | |
| 010 森合支店 | 018 平野支店 | 033 保原支店 | |

※番号は店舗コード



貸金庫
設置店舗



夜間金庫
設置店舗



AED
設置店舗



TOTO払戻業務
取扱店舗



001 本店



〒960-8660
福島市万世町1番5号
TEL 024-522-8151
FAX 024-522-3962
平日 9:00~15:00

夜間金庫 AED TOTO

総合相談センター



〒960-8660
福島市万世町1番2号
TEL 0120-201-219
FAX 024-528-1846
平日 9:00~17:00

貸金庫 AED

004 駅前支店



〒960-8031
福島市栄町7番33号
TEL 024-523-0145
FAX 024-524-2680
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00

夜間金庫

005 東支店



〒960-8107
福島市浜田町9番5号
TEL 024-523-4366
FAX 024-524-2930
平日 9:00~15:00

夜間金庫 AED

006 西支店



〒960-8073
福島市南中央三丁目26番地の1
TEL 024-534-3131
FAX 024-534-7657
平日 9:00~15:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

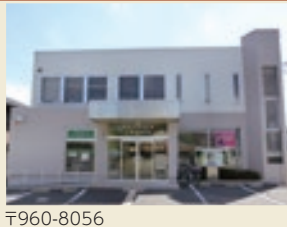
007 北支店



〒960-0112
福島市南矢野目字中屋敷50番地の1
TEL 024-557-5682
FAX 024-558-3931
平日 9:00~15:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

009 八島田支店



〒960-8056
福島市八島田字台畑32番地
TEL 024-559-1321
FAX 024-558-7245
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00

010 森合支店



〒960-8003
福島市森合字丹波谷地9番地の5
TEL 024-557-4111
FAX 024-558-7215
平日 9:00~15:00

夜間金庫

011 南支店



〒960-8153
福島市黒岩字田部屋16番地の6
TEL 024-545-1751
FAX 024-545-4670
平日 9:00~15:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

012 吉井田支店



〒960-8165
福島市吉倉字名倉9番地の3
TEL 024-545-2311
FAX 024-545-4672
平日 9:00~15:00

貸金庫 夜間金庫

013 岡山支店



〒960-8204
福島市岡部字当木前127番地の1
TEL 024-535-5721
FAX 024-534-8516
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00

014 ほうらい支店



〒960-8157
福島市蓬萊町二丁目1番6号
TEL 024-548-6318
FAX 024-549-3277
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00

夜間金庫



015 瀬上支店



〒960-0101
福島市瀬上町字本町76番地の6

TEL 024-553-6031
FAX 024-553-9659

平日 9:00~15:00



016 鎌田支店



〒960-0103
福島市本内字北古館7番地の7

TEL 024-553-5022
FAX 024-553-5264

平日 9:00~15:00



018 平野支店



〒960-0231
福島市飯坂町平野字戸野内1番地の1

TEL 024-542-6846
FAX 024-542-7378

平日 9:00~15:00



019 飯坂支店



〒960-0201
福島市飯坂町字湯沢9番地

TEL 024-542-4221
FAX 024-542-6193

平日 9:00~15:00

020 松川支店



〒960-1241
福島市松川町字石合町36番地の1

TEL 024-567-2263
FAX 024-567-6785

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



021 桑折支店



〒969-1614
伊達郡桑折町字本町25番地の1

TEL 024-582-2265
FAX 024-582-6158

平日 9:00~15:00



024 国見支店



〒969-1761
伊達郡国見町大字藤田字中沢一8番地7

TEL 024-585-2321
FAX 024-585-5734

平日 9:00~15:00



025 伊達支店



〒960-0415
伊達市右城27番地

TEL 024-583-3431
FAX 024-584-2661

平日 9:00~15:00



032 梁川支店



〒960-0782
伊達市梁川町字中町38番地1

TEL 024-577-1121
FAX 024-577-3589

平日 9:00~15:00



033 保原支店



〒960-0617
伊達市保原町字七丁目20番地2

TEL 024-575-3166
FAX 024-576-2279

平日 9:00~15:00



034 霊山おてひめ支店



〒960-0808
伊達市霊山町下小国字夫婦清水7番地3

TEL 024-586-1165
FAX 024-586-3340

平日 9:00~15:00



041 川俣支店



〒960-1453
伊達市川俣町字瓦町15番地

TEL 024-565-3221
FAX 024-565-3807

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



043 飯野支店



〒960-1301
福島市飯野町字町30番地の2

TEL 024-562-2323
FAX 024-562-3376

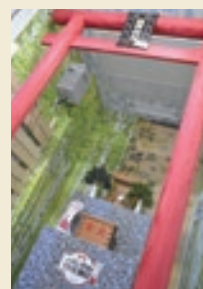
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



飯坂温泉駅ATM跡地に 飯坂真尋ちゃん神社オープン

福島市にある飯坂温泉駅(福島交通飯坂線)の当金庫ATM跡地に、温泉の魅力を全国に発信する「温泉むすめ」のキャラクター「飯坂真尋」をモチーフにした「よらんしよ情報館・真尋ちゃん神社」が開設されました。ATM撤退後の空いたスペースを飯坂町の活性化のために活用してほしいと、飯坂温泉観光協会に無償で提供し、福島学院大学の学生の皆さんにも活用方法など事業全般に携わっていただきました。

開館時間は午前9時から午後6時までで、年中無休です。ぜひ、足を運んでみてください。



キャッシュサービスコーナーのご案内

キャッシュサービスコーナー

(令和3年7月1日現在)

店内ATM		
設置場所	取扱時間	
	平日・土曜日	日曜・祝日
本店	8:00～21:00	8:00～21:00
駅前支店	8:00～21:00	8:00～21:00
東支店	8:00～21:00	8:00～21:00
西支店	8:00～21:00	8:00～21:00
北支店	8:00～21:00	8:00～21:00
八島田支店	8:00～21:00	8:00～21:00
森合支店	8:00～21:00	8:00～21:00
南支店	8:00～21:00	8:00～21:00
吉井田支店	8:00～21:00	8:00～21:00
岡山支店	8:00～21:00	8:00～21:00
ほうらい支店	8:00～21:00	8:00～21:00
瀬上支店	8:00～21:00	8:00～21:00
鎌田支店	8:00～21:00	8:00～21:00
平野支店	8:00～21:00	8:00～21:00
飯坂支店	8:00～21:00	8:00～21:00
松川支店	8:00～21:00	8:00～21:00
桑折支店	8:00～21:00	8:00～21:00
国見支店	8:00～21:00	8:00～21:00
伊達支店	8:00～21:00	8:00～21:00
梁川支店	8:00～21:00	8:00～21:00
保原支店	8:00～21:00	8:00～21:00
霊山おてひめ支店	8:00～21:00	8:00～21:00
川俣支店	8:00～21:00	8:00～21:00
飯野支店	8:00～21:00	8:00～21:00

注) 全店で通帳繰越ができます。

店外ATM			
設置場所	取扱時間		
	平日	土曜日	日曜・祝日
福島市役所	8:30～18:00	—	—
いちい信夫ヶ丘店	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
いちい渡利店	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
ヨークベニマル野田店	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
イオン福島店	8:00～21:00	8:00～19:00	8:00～17:00
いちい福島西店	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
コープマート方木田	9:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
パワーデポ八木田	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
スーパーキクタ	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
いちい鎌田店	8:00～19:00	8:00～17:00	8:00～17:00
※桑折町役場	8:30～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
伊達総合支所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
コープマート保原	9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
掛田出張所	8:00～20:00	8:00～19:00	8:00～19:00
月舘出張所	8:00～20:00	8:00～19:00	8:00～19:00

注) 全店外ATMで通帳繰越ができます。
※祝日は休止となります。

ATMの便利な機能

当金庫の全店内ATM・全店外ATMコーナーで通帳繰越が出来ます！



ご利用いただける通帳

▶ 普通預金通帳 ▶ 総合口座通帳



通帳繰越が出来るATMコーナー

当金庫全24店舗の店内ATMコーナー・全店外ATMコーナー

全国の信用金庫で当金庫通帳の記帳が出来ます！

※東北地区、九州地区以外の一部地区では取扱いを行っていない信用金庫がございます。(令和3年7月1日現在)

金融犯罪被害未然防止への取り組み

特殊詐欺や偽造・盗難キャッシュカードによる犯罪等の未然防止として、お客さまに安心してお取引いただけるようさまざまな取り組みをしています。

ATM画面覗き見防止措置

操作中のATM画面が覗き見されないよう、ATMに防犯ミラーおよび覗き見防止フィルムを設置しています。

ICキャッシュカード(生体認証付)の取扱い

「ゆび静脈」生体認証付きのICキャッシュカードを取扱い、キャッシュカードの安心・安全に積極的に取り組んでおります。

ATMによる暗証番号変更サービス

暗証番号の変更は、当金庫のATMから簡単にお手続きできます。現在、「生年月日」「電話番号」など第三者に類推されやすい暗証番号を使用されている場合は、他の暗証番号への変更をお願いします。ATM画面の「各種契約変更」ボタンを押してください。

ATM取引制限措置

福島県内8信用金庫では、全国的に多発している「なりすまし詐欺」等の「詐欺被害」を防止するため、70歳以上のお客さまで過去3年以上、キャッシュカードによるATM出金(現金出金やお振込み)のご利用がないお客さまについて、ATM出金のご利用を停止させていただきました。

移住・定住者向け住宅ローン

福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町へ移住・定住をお考えの方に、専用商品をご用意しております。

福島市 実・湧・満・彩 (みわくまんさい)

東京から新幹線で約90分、都市と自然のバランスが良く住みやすい街。3つの温泉郷があり、名湯・秘湯めぐりを楽しむことができます。

伊達市 だてな暮らし

伊達氏発祥の地であり、古くから歴史のある街。伝統的な祭りも多く、沢山の市民が集います。自然豊かな花見スポットも魅力です。

桑折町 献上桃の郷

ももの産地として有名な街。桑折町産の「あかつき」は、平成6年以降連続で皇室に献上されている逸品です。

国見町 あつかしの郷

義経にまつわる伝説が数多く残る街。毎年9月23日(くにみの日)には、国見の歴史に思いを馳せ「国見町義経まつり」が開催されます。

川俣町 絹の里

小手姫伝説が残る街。崇峻天皇の妃・小千手が広めたとされる絹織物は平安時代に広まり、今もなお良質なシルクを世に送り出しています。

＼ ふくしまにおいでよ! /



● 移住定住者向けローン概要 ●

賃貸住宅 リフォームローン	無担保 住宅ローン	移住定住支援 住宅ローン ファミリープラン
勤務先が内定したら 借家のリフォームに!	中古住宅の購入に おすすめ!	家族と一緒に 住むための住宅購入!
100万円以内	2,000万円以内	3,000万円以内
10年以内	25年以内	35年以内
安定した収入のある・ 内定者も可	勤続1年以上	勤続3か月以上の 会社員・公務員

詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。なお、北支店・南支店では、日曜日もご相談を承っております。



しんきんバンキングアプリ



いつでもどこでも、スマホで見れる、申し込める、確かめられる!

スマートフォン(iPhone、Android端末)をお持ちのお客さまで、ふくしんのキャッシュカードをお持ちの個人のお客さま、又はふくしん個人向けインターネットバンキングをご利用頂いているお客さまは、しんきんバンキングアプリをご利用いただけます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

〈ご利用いただけるサービス〉

- 残高照会
 - 入出金明細照会
 - 月間収支・残高推移グラフ(※1)
 - 振込(※1)
 - ローン仮審査申込み
 - 投信インターネットサービス(※2)
 - ふくしん個人IB利用申込
- ※1…ご利用には「ふくしん個人IB」のご契約が必要です。
※2…ご利用には、窓口でのお申し込みが必要です。

ダウンロードは各アプリストアから (iPhone・Android に対応)

しんきんバンキングアプリ

検索

操作方法などのご不明な点は下記フリーダイヤルへ

IBヘルプデスク ☎ 0120-925-559

平日(当金庫の休業日および12月31日～1月3日を除く) 9:00～22:00

(令和3年3月末現在)

預金残高
(譲渡性預金含む)

2兆0,212億円

融資残高

8,475億円

店舗数

132店舗

従業員数

1,354名

キャッシュサービスコーナー

208カ所 (総設置台数288台)

※上記計数、店舗数、従業員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

■福島県内8信用金庫統一商品実績

地方創生支援ローン

2,010件 6,770百万円

職域サポートローン

9,456件 15,459百万円

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。

● 総合力でつなぐ信頼の輪 ●

地域をつなぐふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向かって。県内8つのしんきんは、しっかりとスクラムを組み、地域の皆様と共に励まし合いながら歩んでまいります。

会津
地方



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16
TEL.0242-22-7551
http://www.aizu-shinkin.jp

●会員数 23,855名 ●従業員数 138名
●店舗数 18店
●キャッシュサービスコーナー 22カ所

中通り
地方



暮らしのとなりに、いつもふくしん

福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5
TEL.024-522-8161
https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/

●会員数 33,800名 ●従業員数 321名
●店舗数 24店
●キャッシュサービスコーナー 39カ所

中通り
地方



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9
TEL.0243-23-3660
http://www.matsushin.jp/

●会員数 16,113名 ●従業員数 101名
●店舗数 7店
●キャッシュサービスコーナー 13カ所

中通り
地方



あなたのあしたに…まごころバンク
郡山信用金庫

〒963-8630 郡山市清水台2-13-26
TEL.024-932-2222
https://gunshin.co.jp/

●会員数 23,874名 ●従業員数 182名
●店舗数 19店
●キャッシュサービスコーナー 34カ所



浜通り
地方



あなたの街の親近バンク
あぶくま信用金庫

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2-4
TEL.0244-23-5132
http://www.abukuma.co.jp/

●会員数 12,131名 ●従業員数 106名
●店舗数 17店
●キャッシュサービスコーナー 24カ所

中通り
地方



地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1
TEL.0248-75-3172
https://www.sushin.co.jp

●会員数 19,395名 ●従業員数 176名
●店舗数 14店
●キャッシュサービスコーナー 19カ所

中通り
地方



今日も 明日も 幸福つないで
白河信用金庫

〒961-8601 白河市新白河1-152
TEL.0248-23-4511
http://www.shirakawa-shinkin.jp

●会員数 22,831名 ●従業員数 159名
●店舗数 16店
●キャッシュサービスコーナー 25カ所

浜通り
地方



街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二丁目10
TEL.0246-23-8500
http://www.shinkin.co.jp/himawari

●会員数 25,744名 ●従業員数 171名
●店舗数 17店
●キャッシュサービスコーナー 32カ所

地域と共に歩む信用金庫 6/15は信用金庫の日です。

昭和26年6月15日に信用金庫法が施行されたのを記念して「信用金庫の日」と定めております。県内8つの信用金庫は一斉清掃活動を6月と10月の年2回実施しております。

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

365日 終日無料

- 対象カード／福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- 対象ATM／福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ご利用内容／お預入れ・お引出し

知ってトクする

しんきんのPRコーナー

しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟のしんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。

しんきんATM
ゼロネットサービス
ZERO net SERVICE

手数料
ゼロ

平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00



信金中央金庫

— 信用金庫のセントラルバンク —

Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2021年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約35兆円にのびています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチング
- 信用金庫顧客の海外進出支援
- 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

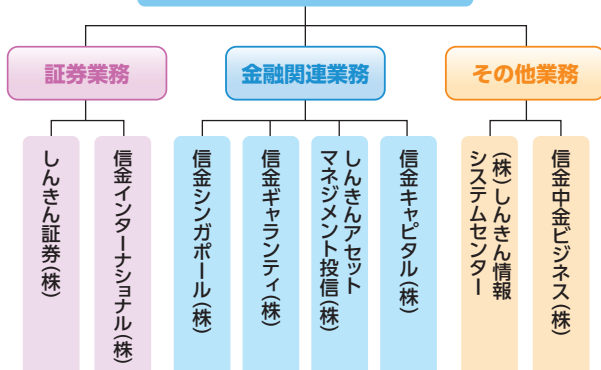
- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ



邦銀トップクラスの格付

(2021年3月末現在)

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

●預金業務

(令和3年7月1日現在)

種 類	特色(内容)	期 間	預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期性預金(定期預金、定期積金)をセット、必要な時には定期性預金の90%、最高1,000万円までの自動融資(貸越)がご利用になれます。(法人・個人とも取扱可)		
普 通 預 金	出し入れ自由、給与・年金の受取り、公共料金の自動支払等日常のお財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
定 期 預 金	すべて自動継続扱で、たいへん便利です。	1ヵ月以上	100円以上
定 期 積 金	まとまった資金づくりに最適です。	1年～5年	1,000円以上
普通預金	自由に出し入れできるお財布代わりの手軽な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
後見支援預金	成年後見制度利用者専用の普通預金。全ての取引は家庭裁判所の指示書に基づき取扱します。	家庭裁判所が許可した期間	家庭裁判所が許可した金額
貯蓄預金	すぐに使う予定がないお金を預けるのに最適です。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	会社・商店のお取引に安全で効率的な小切手がご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的にご準備して頂く預金です。	お引出しは納税時	1円以上
「納め上手」	消費税を納税される法人・個人事業者専用。	お引出しは納税時	1円以上
定期預金	まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。		
大口定期預金	定期預金の中では、一般的には最も金利の高い自由金利型預金です。	1ヵ月～10年	1,000万円以上
スーパー定期預金	金利は大口定期に連動しますからたいへんお得です。	同 上	100円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	6ヵ月毎に、その時点での金利動向を直接キャッチする定期預金です。	1年～3年	100円以上
期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1ヵ月前のご連絡でいつでもお引出しになれます。	3年(最長預入期限)	100円以上 300万円未満
ふくしん年金定期「輝」	当金庫で年金自動受取のお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
長 寿 の 証	運転免許証を自主返納されたお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
定期積金	事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。	6ヵ月～5年	1,000円以上
た め つ ペ	毎月積立の他に隔月積立や指定月追加積立もできます。	3年～10年	1万円以上
ドリームキャッチャー積金	上限1,000万円の自動振替専用積立です。満期時に定期預金を自動作成します。ボーナスからの追加もOKです。	1年～5年	1万円以上 1,000万円以下
ファミたん、しんきん定期積金	福島県子育て応援パスポート事業協賛 福島県信用金庫協会統一商品 自動振替専用積立です。	3年～5年	毎月積立 1万円以上 5万円以下
セット預金「つくしん坊」 (定期積金+定期預金)	1冊の通帳で定期積金の契約期間内に定期預金を預け入れできる商品で、まとまった資金づくりに最適です。	3年～5年	定期積金 1,000円以上 定期預金 100円以上
財形預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。 給料、ボーナスからの天引き積立ですから無理なく貯められます。		
財 形 年 金 預 金	将来の年金資金を貯める預金で元本550万円(住宅財形と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	100円以上
財 形 住 宅 預 金	住宅取得のための資金を貯める預金で、元本550万円(年金財形と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	100円以上
一 般 財 形 預 金	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家・進学融資の特典も受けられます。	3年以上	100円以上
積立定期預金	1冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立ができます。	1年～5年	100円以上
譲渡性預金	払戻について期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のない預金です。 ※預金保険制度の対象ではありません。	2週間～5年	5,000万円以上

●融資業務

[個人のお客さま向け融資]

(令和3年7月1日現在)

ローンの名称		お使いみち	ご融資限度額	期 間	担保・保証人
お住まいのためのローン	変動・固定選択型住宅ローン				
	新マイプラン	住宅の新築・増改築 住宅用の土地購入 住宅ローン借換・リフォーム	8,000万円	35年以内	不動産 保証会社保証
	マイプランワイド		1億円		
	マイプランベスト		5,000万円		不動産 親族保証人又は第三者保証人
	ふくしん家計ローン		5,000万円		
	長期固定金利型住宅ローン (住宅金融支援機構証券化支援事業)				
	ふくしんフラット35	住宅建設、住宅・マンション(新築・中古)の購入資金	8,000万円	35年以内	住宅金融支援機構の抵当権
資金マイカー	無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・住宅ローン借換	2,000万円	25年以内	保証会社保証
	ふくしんソーラーローン	太陽光発電システム設置資金 太陽光発電システムとあわせて実施するリフォーム資金	500万円	15年以内	親族保証人 又は第三者保証人
教育資金	ふくしんマイカーローン ・ふくしん車屋さん ののっちゃお!	WEB完結対応 車・バイク・自転車購入資金 車庫建築・運転免許取得費用・借換資金	1,000万円 (就職内定者は200万円)	10年以内	保証会社保証
	ふくしんキャンパス	WEB完結対応 教育に関するすべての費用	1,000万円	16年以内	保証会社保証
	ふくしん教育カードローン 「仕送り上手」	教育に関するすべての費用 (在学中は毎月利息のみお支払い)	50～500万円	当座貸越期間:5年以内 証書貸付期間:3ヵ月以上10年以内	保証会社保証
	学資ローン	教育に関するすべての費用	500万円	10年以内	親族保証人又は第三者保証人
お使いみち自由	カードローン				
	ふくしんカードローン	WEB完結対応 自由(事業資金は除く)	10～300万円	3年(自動更新)	保証会社保証
	しんきんきゃっする900	自由(事業資金は除く)	900万円	3年(自動更新)	保証会社保証
	フリーローンワイド	自由(事業資金は除く)	1,000万円	10年以内	保証会社保証
	ふくしんフリーローンフォーライフ	自由	500万円	10年以内	保証会社保証
	ふくしんフリーローンかりっぺ	WEB完結対応 自由	500万円	10年以内	保証会社保証
	宅配ローン	自由(事業資金・旧借返済金は除く)	300万円 (1世帯)	5年以内 (教育・住宅関連7年以内)	親族保証人
	ニューライフローン フリータイム24	ブライダル資金等の冠婚葬祭資金、墓石等購入資金 家財等購入資金、医療資金、旅行資金	500万円	10年以内	保証会社保証

[法人・個人事業主さま向け融資]

(令和3年7月1日現在)

ローンの名称		お使いみち	ご融資限度額	期 間	担保・保証人
新型ビジネススピードローン					
	パワーアップ5,000馬力	事業資金 運転資金・設備資金	5,000万円	証書貸付 10年以内 手形貸付 1年以内	福島県信用保証協会保証・ 原則代表者保証
	パワーアップ2,000馬力	事業資金 運転資金・設備資金	2,000万円		
ふくしんフロンティア	事業資金	運転資金 設備資金	2,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしんSSローン	事業資金	運転資金・設備資金	1億円	10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん元気一番	事業資金	運転資金・設備資金 融資取りまとめ資金	1億円	運転 10年以内 その他 25年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん地域創生支援ローン	事業資金		2,000万円	10年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
新型地域創生支援ローン(短期継続型)	事業資金	正常運転資金	3,000万円	手形貸付 (継続時は書替処理)	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
地域再生支援ローン(貸付条件変更対応型)	事業資金	運転資金・設備資金	2,000万円	証書貸付 15年以内 手形貸付 1年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
継続サポート「どっしりくん」	事業資金	運転資金	2,000万円	1年以内	福島県信用保証協会保証・ 原則代表者保証
ふくしんアパートローン	賃貸住宅及び店舗事務所併用住宅の新築・購入資金		1億円	25年以内	不動産担保
ふくしんNPO等地域活性化ローン	地域社会に貢献する コミュニティビジネス活動資金		1,000万円	証書貸付 5年以内 手形貸付 1年以内	原則代表者保証 必要に応じて不動産担保
ふくしんアグリファーム	事業資金	運転資金・設備資金	1億円	証書貸付 10年以内 手形貸付 1年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん創業支援ローン[創業のススメ]	新規創業・第二創業資金		1,000万円	10年以内	経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる

提携融資制度	福島商工会議所会員向けメンバーズローン、 福島県法人会連合会・東北税理士会福島県支部連合会パートナーローン、福島県中小企業家同友会連携資金活性化 ローン、ふくしんTKC経営者ローン、などのご融資の取扱いをしております。
代理業務融資	信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構・株式 会社日本政策金融公庫などのご融資の取扱いをしております。

商品ご利用にあたっての 留意事項

各種ローンは、融資対象が限られる場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。
また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もありますので、ご了承ください。
また、商品内容の改善のため、内容等を変更する場合もありますので、詳しくはお近くの「ふくしん」窓口・渉外担当者にお尋ねください。
なお、ご利用の際は計画的なご利用をおすすめします。

●投資信託・公共債の窓口販売業務

(令和3年7月1日現在)

サービス名	特色(内容)
投資信託	目的やライフプランに合わせて選べるファンドをご用意しております。 ※投資信託は値動きのある商品です。元本の保証はございません。
投信インターネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンまたはスマートフォンによる簡単な操作で投資信託が購入できる、個人のお客さま向けのサービスです。
公共債	長期利付国債、中期利付国債、個人向国債および地方債を取扱っております。

●保険の窓口販売業務

サービス名	特色(内容)
個人年金保険	ゆとりある老後にむけて、生活資金を計画的に準備するための保険です。
終身保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一生の死亡保障がある保険です。
定期保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一定期間の死亡保障がある保険です。
医療保険	病気やケガの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
がん保険	がんと診断された時やがんでの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
標準傷害保険	さまざまな事故によるケガを補償する保険です。
事業性保険	企業を取り巻く種々の賠償リスクや災害リスクを補償する保険です。
住宅火災保険	充実の補償内容で、火災や災害など大切なマイホームをとりまく危険に備える火災保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。
債務返済支援保険	病気やケガで、長期の入院・療養が必要になった場合にローン返済を支援する保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。
3大疾病保障特約付団体信用生命保険	従来の死亡・高度障害保障に加え3大疾病(悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定のお支払事由に該当されたら、住宅ローン残高の金額が3大疾病保険金として支払われる保険です。

●信託契約代理業務

サービス名	特色(内容)
個人向け信託商品	しんきん相続信託：ご本人に万が一の事があったときに、ご家族が必要となる資金をすぐに受け取ることができます。
	しんきん暦年信託：年間110万円までの贈与税の非課税枠を活用したご家族への生前贈与の手続きをサポートします。

●為替・決済業務

サービス名	特色(内容)
振込	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関へ確実・迅速に振込ができます。
ATM振込サービス	ATMを利用し、振込が簡単にできます。
為替自動振込サービス	毎月一定の日に一定の金額を指定の口座へ自動振込するサービスで、1度の手続きで毎月定められた日に指定金額を振込いたします。
電子記録債権サービス	インターネット(PC)等を通じて、手形や振込に代わる新しい決済手段(電子記録債権)です。 安全・簡易・迅速に支払いや譲渡をすることができます。
代金取立	手形・小切手・株式配当金領収書などを取り立てし、ご指定の預金口座にご入金いたします。
外国為替(信金中金代理業)	海外への送金、海外からの送金、輸出入代金の決済の取次をいたします。
外貨両替	外国通貨(米ドル)の両替の取扱いをいたします。(本店)

●その他のサービス業務

サービス名	特色(内容)
給与振込	給料、ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の金融機関のキャッシュサービスコーナーでお引出しになります。
年金自動受取	厚生年金、国民年金等各種年金が受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 ※「ふくしんて補神」年金自動受取をご利用の方に、金利優遇定期預金「輝」、温泉旅館割引サービス、資産運用相談など7つのうれしい特典をご用意しております。
口座振替	一度手続きするだけで、公共料金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
キャッシュカードサービス	当金庫の本支店、店外ATMおよび全国どここの金融機関でもキャッシュカードを使って現金をお引出しになります。(個人・法人とも取扱可)
通帳アプリ口座	いつでもどこでも出入金明細や残高をスマホで確認できるとても便利なサービスです。スマートフォンで無料の通帳アプリをダウンロードし、お持ちの口座を「スマホ通帳」に簡単に切替できます。
バンキングアプリ	スマートフォンをご利用のお客さまへ、お振込や残高照会、ID利用やローンの申込みが、いつでもどこでもご利用いただけるとても便利なサービスです。
デビットカードサービス	お店(加盟店)でお買い物をする時に、お手持ちのキャッシュカードをそのまま使って、現金の代わりにキャッシュカードでお支払いできるとても便利なサービスです。
Edy	お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、Edyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。 おサイフケータイひとつですぐにチャージができるので、とても便利です。
メルペイ	キャッシュレス社会の実現へ向けて、スマートフォンによるQRコード決済がご利用できます。
VISAカード	世界各国のVISA加盟店でご利用いただけます。デパート・レストラン・ホテル・ゴルフ場などのショッピング・レジャーなどにご利用になります。 有料道路の料金所をノンストップで通行可能にするETCカードが便利です。
全自動貸金庫	お客さまの財産を安全・確実に守ります。(西支店、北支店、南支店、吉井田支店、豊山おてひめ支店、総合相談センター)
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の口座に自動的に入金されます。 (収納代行委託分は翌々営業日となります。)
公金の取扱い(指定金融機関・歳入代理店等)	伊達市(東邦銀行と2年毎輪番制)・伊達郡の桑折町、国見町の2町および公立藤田総合病院の公金取扱いをご指定いただいております。 日本銀行歳入代理店をはじめとして、各種税金や社会保険料などの収納をお取扱いたします。
集金代行サービス(F-NET)	新聞代、家賃、会費等や売掛金の回収などあらゆる集金をお客さまに代わって口座振替の方法により代行します。
個人インターネットバンキング	お申し込みをいただくだけで、ご自宅や職場のパソコン、お手持ちの携帯電話から、「残高照会」「資金移動(振込・振替)」などのお取引がインターネット上でご利用いただけます。専用のソフトは必要ありません。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンによる簡単な操作で、残高照会や振込などがご利用いただける、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。
サッカーくじ(toto)当せん金払戻業務	窓口でtoto当せん金の払戻しをいたします。 本店・西支店・南支店・北支店・桑折支店・保原支店にてお取扱いしております。
点字刻印サービス	目のご不自由な方々にも安心してご利用いただけるよう、預金通帳・証書に預金種類、口座番号、金額等を点字併記いたします。(飯坂支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を拠出し、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用し、原則60歳以降に年金または一時金で受け取る税制メリットのある年金制度です。

手数料のご案内

手数料のご案内

振込手数料

(令和3年7月1日現在)

振込の種類／振込先	窓口利用 (電信扱・文書扱共通)	各 種 機 械 利 用			為替自動振込
		A T M 利 用		個人・法人IB・ HB・FB	
		当金庫カード	他行カード・現金扱		
当金庫同一店内振込	550円	無 料	440円	無 料	無 料
当金庫宛	550円	330円	440円	330円	330円
他行庫宛	880円	660円	770円	660円	660円

※為替自動振込については新規登録時に新規登録手数料(550円)が必要となります。※窓口扱の本人口座宛他店間振込は無料です。※為替自動振込には他店の本人口座振込も含みます。
※土・日・祝日等の時間外予約振込は、別途ATM手数料がかかる場合があります。※他行カード等でのATM振込は、別途ATM利用手数料がかかる場合があります。

円貨両替手数料

お取扱枚数	両替手数料	多量硬貨受入手数料
1枚～ 50枚	無 料	無 料
51枚～1,000枚	550円	
1,001枚～2,000枚	1,100円	

以降1,000枚ごとに550円加算

※ご持参される枚数、お渡しする枚数のいずれか多い方を基準とさせていただきます。

各種発行手数料

項 目	内 容	手数料
小切手帳	1冊	2,200円
約束手形帳・為替手形帳		2,200円
夜間金庫専用入金帳		5,500円
振込帳	1枚	1,100円
自己宛小切手		550円
マル専手形用紙		550円
マル専開設	1通	3,300円
残高証明書都度(継続含)		660円
残高証明書英文		1,100円
残高証明書監査法人用	1通	3,300円
残高証明書所定用紙外		1,100円
各種証明書お客様の書式により発行するもの		1,100円
取引明細書(預金・融資他全取引)	10年以内 10年超	1,100円 3,300円
個人情報開示請求手数料 主債務の履行状況に関する情報提供(保証人請求)	1件	1,100円
当金庫の印鑑証明書交付手数料	1通	2,200円
当金庫の資格証明書交付手数料	1通	2,200円

カード・通帳手数料

	種 類	手数料
発行	キャッシュカード(法人向)※個人以外	1,100円
	事業者カードローン(更新時は330円)	
再発行	キャッシュカード	1,100円
	ローンカード(すべて)	
	事業者カードローン	
	通帳・証書・出資証券	

※自然摩耗等による再発行は無料とする。

融資実行手数料

	項 目	手数料
新規実行及び 手形貸付書替手数料 (かりっぱ:無料) (フォローライブ:一律2,200円)	証書貸付(事業所)	5,500円
	手形貸付(事業所)	2,200円
	証書貸付(個 人)	2,200円
	手形貸付(個 人)	1,100円
条件変更手数料	返済期間・金額の変更	11,000円
債務保証手数料	保証書発行1通につき	3,300円

融資関係手数料

	内 容	手数料	備 考
証書貸付の繰上返済手数料 (事業性融資・住宅ローン・個人ローン)	返済元金300万円未満	11,000円	元金100万円未満または実行後6ヵ月未満の繰上返済除く 残存期間1年未満の全額繰上・保証弁済等は除く 条件変更または再貸に伴う繰上返済は除く マイプランワイド、家計ローンを除く
	300万円以上1,000万円未満	22,000円	
	1,000万円以上	33,000円	
不動産担保設定	住宅ローン	22,000円	
	新規定一律	22,000円	
	住宅ローン以外	22,000円	
	新規定5,000万円未満	22,000円	
不動産担保取扱手数料(各種変更登記)	新規定5,000万円以上1億円未満	33,000円	
	新規定1億円以上	55,000円	
	追加設定・極度額変更・順位変更・債務者変更(相続は除く)等 道路として公的機関に譲渡する場合は不要です	22,000円	
不動産担保抹消手数料(根抵当権)	抹消 1件につき	3,300円	
住宅ローン金庫取扱手数料		11,000円	
賃貸物件取扱手数料		11,000円	賃貸物件の取得資金、借換資金に係るもの
融資証明書発行	1通	11,000円	
固定金利選択手数料		11,000円	金庫所定の変動から固定、固定から固定へ変更の場合
金利変更手数料(証書貸付)	金利引下げ 1件につき	11,000円	各種条件変更手数料を頂く場合は不要です

未利用口座管理手数料

対 象 預 金 の 種 類	手数料／年間
令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座(定期性総合口座)、貯蓄預金口座、決済用普通預金	1,320円

※最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座が未利用口座となります。

※口座の残高が1万円以上の場合、当金庫に預り金融資産(定期性預金、投信信託、公共債等)および金融商品仲介業務に係る決済口座がある場合、当金庫にお借入れがある場合は対象外となります。

この表に記載しました手数料には、全て消費税10%が含まれています。

業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 福島県農業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 地方住宅供給公社
 - 日本酒造組合中央会
 - 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
 - 一般財団法人建設業振興基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 独立行政法人情報処理推進機構
 - 東日本建設業保証株式会社
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ. 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ロ. 銀行
- ハ. 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう。)
- ニ. 信用協同組合及び中小企業協同組合法(昭和24年法律第81号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
- ホ. 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ. 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同法の事業を行うものに限る。)
- ト. 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、漁業

協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。)

チ. 農林中央金庫

- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (14) 金融等デリバティブ取引((5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) 金の取扱い
 - (16) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
- 信金中央金庫
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4) 電子債権記録法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5) 確定拠出年金(平成13年法律第88号)により行う業務

地区一覧

都道府県名	市 郡 名	営 業 区 域
福 島 県	福 島 市	一 円
	伊 達 市	一 円
	二本松市	一 円
	本 宮 市	一 円
	伊 達 郡	一 円
	安 達 郡	一 円
	双 葉 郡	浪江町のうち津島・下津島・南津島・羽附・赤宇木・昼曽根・川房
	相 馬 市	玉野・東玉野
	相 馬 郡	飯舘村のうち飯樋・比曾・松塚・関根・白石・二枚橋・須宣・前田・佐須
	白 石 市	越 河
宮 城 県	伊 貝 郡	丸森町



2021

FUKUSHIN Disclosure

資料編

C O N T E N T S

財務諸表	38
経営指標・諸比率	42
預金等に関する指標	44
貸出金に関する指標	45
金融再生法開示債権・リスク管理債権の状況	47
有価証券等に関する指標	48
自己資本の充実の状況等	50
役職員の報酬体系	60
開示項目一覧 (信用金庫法第89条に基づく開示項目)	61

財務諸表

■貸借対照表

(单位:百万円)

[illegible]

(单位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	396,232	425,066
当 座 預 金	1,344	1,408
普 通 預 金	218,705	247,896
貯 蓄 預 金	1,359	1,346
通 知 預 金	－	－
定 期 預 金	164,510	164,802
定 期 積 金	7,004	6,546
そ の 他 の 預 金	3,307	3,065
譲 渡 性 預 金	－	－
借 用 金	8,557	38,148
借 入 金	8,557	38,148
そ の 他 負 債	622	655
未 決 済 為 替 借	77	77
未 払 費 用	125	110
給 付 補 填 備 金	7	7
未 払 法 人 税 等	97	97
前 受 収 益	71	73
払 戻 未 済 金	22	32
職 員 預 り 金	155	180
リ ー ス 債 務	0	－
資 産 除 去 債 務	－	12
そ の 他 の 負 債	63	63
賞 与 引 当 金	145	144
退 職 給 付 引 当 金	－	－
役員退職慰労引当金	118	137
睡眠預金払戻損失引当金	12	12
偶 発 損 失 引 当 金	75	63
繰 延 税 金 負 債	－	413
債 務 保 証	1,956	1,929
負 債 の 部 合 計	407,719	466,569
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,789	1,757
普 通 出 資 金	1,789	1,757
優 先 出 資 金	－	－
優先出資申込証拠金	－	－
資 本 剰 余 金	－	－
資 本 準 備 金	－	－
そ の 他 資 本 剰 余 金	－	－
利 益 剰 余 金	19,350	19,889
利 益 準 備 金	1,812	1,789
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,538	18,099
特 別 積 立 金	15,940	16,490
(創立記念事業積立金)	(340)	(340)
当期未処分剰余金	1,598	1,609
処 分 未 済 持 分	△0	△0
自 己 優 先 出 資	－	－
自己優先出資申込証拠金	－	－
会 員 勘 定 合 計	21,140	21,646
その他有価証券評価差額金	△939	1,566
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	－	－
土 地 再 評 価 差 額 金	－	－
評価・換算差額等合計	△939	1,566
純 資 産 の 部 合 計	20,200	23,213
負債及び純資産の部合計	427,919	489,782

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度 (自:平成31年4月 1日 至:令和 2年 3月31日)	令和2年度 (自:令和 2年 4月 1日 至:令和 3年 3月31日)
経 常 収 益	5,651,133	6,174,013
資 金 運 用 収 益	4,651,737	4,712,304
貸 出 金 利 息	2,934,007	2,944,478
預 け 金 利 息	169,390	154,210
有価証券利息配当金	1,499,753	1,563,437
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	48,585	50,177
役 務 取 引 等 収 益	809,467	810,564
受入為替手数料	327,021	338,696
その他の役務収益	482,445	471,867
そ の 他 業 務 収 益	88,913	305,235
国債等債券売却益	66,727	247,529
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	22,186	57,705
そ の 他 経 常 収 益	101,013	345,909
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	840
株 式 等 売 却 益	98,817	344,855
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	2,196	213
経 常 費 用	4,722,848	5,434,294
資 金 調 達 費 用	145,941	130,549
預 金 利 息	112,258	99,480
給付補填備金繰入額	4,272	4,180
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	28,632	26,032
その他の支払利息	777	855
役 務 取 引 等 費 用	427,105	429,183
支払為替手数料	101,563	96,701
その他の役務費用	325,541	332,481
そ の 他 業 務 費 用	3,051	79,211
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	615	76,654
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2,435	2,557
経 費	3,781,596	3,780,089
人 件 費	2,211,836	2,249,342
物 件 費	1,480,406	1,434,680
税 金	89,353	96,066
そ の 他 経 常 費 用	365,153	1,015,259
貸倒引当金繰入額	206,613	378,151
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	64,695	584,939
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	0	—
その他の経常費用	93,844	52,169
経 常 利 益	928,285	739,719

(単位:千円)

科 目	令和元年度 (自:平成31年4月 1日 至:令和 2年 3月31日)	令和2年度 (自:令和 2年 4月 1日 至:令和 3年 3月31日)
特 別 利 益	382	22,616
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	382	22,616
特 別 損 失	3,483	3,953
固 定 資 産 処 分 損	3,483	3,953
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	925,184	758,381
法人税、住民税及び事業税	275,775	290,744
法 人 税 等 の 還 付 額	—	△145,962
法 人 税 等 調 整 額	52,457	21,426
法 人 税 等 合 計	328,232	166,208
当 期 純 利 益	596,951	592,173
繰越金(当期首残高)	1,001,536	1,017,479
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,598,488	1,609,652

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	44期 (通常総代会承認日 令和2年6月18日)	45期 (通常総代会承認日 令和3年6月18日)
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,598,488,085	1,609,652,923
積 立 金 取 崩 額	22,676,000	32,132,000
利益準備金限度超過取崩額	22,676,000	32,132,000
剰 余 金 処 分 額	603,684,310	635,143,591
利 益 準 備 金	0	0
普通出資に対する配当金	53,684,310	35,143,591
(配 当 率)	(年3%)	(年2%)
特 別 積 立 金	550,000,000	600,000,000
繰越金(当期末残高)	1,017,479,775	1,006,641,332

■会計監査人による監査

令和3年6月18日開催の第45回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

■財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年 6月18日

福島信用金庫

理事長 樋口 郁雄

貸借対照表・損益計算書の注記

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により行っております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物 34年～50年
その他 3年～20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。
退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。
 - 退職給付債務 1,718百万円
 - 年金資産 1,764百万円
 - 前払年金費用 90百万円
 - 未認識数理計算上の差異 44百万円退職給付債務等の計算基礎については以下のとおりであります。
 - 割引率 0.0%
 - 期待運用収益率 3.5%
 - 数理計算上の差異の処理年数 10年数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生する翌事業年度から)費用処理(又は損益処理)
 - 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項 (令和2年3月31日現在)
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円
0.2947%
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (令和2年3月分)
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本年度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるおります。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】…1,902百万円
貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。【債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し】は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
【繰延税金資産】…202百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引に係る理事及び監事に対する金銭債権はありません。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
 - 有形固定資産の減価償却累計額は4,341百万円であり、
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - 貸出金のうち、破綻先償却額は18百万円、延滞償却額は7,750百万円であり、
なお、破綻先償却とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる

- 事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞償却とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞償却額はございません。
 - 貸出金のうち、3か月以上延滞償却とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞償却に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和償却額は163百万円であり、
なお、貸出条件緩和償却とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に利となる取決めを行った貸出金で破綻先償却、延滞償却及び3か月以上延滞償却に該当しないものであります。
 - 破綻先償却額、延滞償却額、3か月以上延滞償却額及び貸出条件緩和償却額の合計は7,933百万円であり、
なお、20から23に掲げた償却額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 担保に供している資産は、日本銀行蔵入代理店担保及び当座貸越担保として有価証券額面33,600百万円、地方公共団体等指定金融機関差入担保として預け金14百万円及び現金0.4百万円であり、上記のほか、為替決済取引担保として預け金8,000百万円、信金中央金庫借入金担保として預け金10,000百万円を差し入れております。
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は30百万円であり、
 - 出資1口当たりの純資産額は6,605円08銭であります。
 - 金融商品の状況に関する事項
(i)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
(ii)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(iii)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議やALM委員会を開催し、審議・報告・チェックを行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議及び資金運用報告会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫は、資産・負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で7,430百万円です。
なお、当金庫では、毎月バックテストを実施し、計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち有価証券及び買入金債権以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項
令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。
また、重要な乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	147,099	147,775	676
(2) 買入金債権	3,010	2,991	△18
(3) 有価証券	138,464	138,545	80
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	2,058	2,139	80
その他有価証券	136,406	136,406	—
(4) 貸出金(*1)	188,614		
貸倒引当金(*2)	△1,902		
	186,711	194,770	8,058
金融資産計	475,286	484,083	8,797
(1) 預金積金(*1)	425,066	425,211	145
(2) 借入金(*1)	38,148	38,263	115
金融負債計	463,214	463,475	261

- (※1) 有価証券及び買入金銭債権以外の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、金利スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

満期のある買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、30. から34. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(TIBOR、金利スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、金利スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利(TIBOR、金利スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合等への出資(※1)	105
非上場株式等(※1)	16
信金中央金庫出資金(※1)	1,568
その他出資金(※1)	1
合 計	1,691

(※1) 非上場株式及び出資金等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	82,799	55,000	—	9,300
買入金銭債権	126	1,321	62	1,500
有価証券	11,306	29,298	56,531	18,752
満期保有目的の債券	—	30	—	2,028
その他有価証券のうち満期があるもの	11,306	29,268	56,531	16,724
貸出金(※)	26,674	57,996	48,748	46,678
合 計	120,906	143,616	105,342	76,231

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	152,050	16,624	168	945
借入金	30,409	5,036	1,845	858
合 計	182,459	21,660	2,013	1,803

(※) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当事項はありません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	2,028	2,109	80
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	2,028	2,109	80
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30	30	—
	その他	—	—	—
	小計	30	30	—
合 計		2,058	2,139	80

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,640	1,207	433
	債券	48,596	48,264	331
	国債	1,278	1,277	1
	地方債	10,369	10,274	95
	短期社債	—	—	—
	社債	36,947	36,713	234
	その他	35,611	33,622	1,988
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小計	85,847	83,094	2,753
	株式	1,609	1,781	△172
	債券	45,714	46,074	△359
	国債	6,680	6,826	△145
	地方債	8,558	8,583	△25
	短期社債	—	—	—
	社債	30,475	30,664	△188
合 計	その他	3,234	3,298	△63
	小計	50,558	51,153	△595
合 計		136,406	134,248	2,157

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,088	291	584
債券	9,821	35	76
国債	—	—	—
地方債	400	0	0
短期社債	—	—	—
社債	9,421	35	76
その他	12,066	469	—
合 計	25,976	796	661

※その他には、外国証券のグローバル信託の売却額と売却に伴う有価証券利息配当金204百万円を含みます。

33. 保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したものはありません。

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理は、ございません。

35. 運用目的の金銭の信託はありません。

36. 満期保有目的の金銭の信託はありません。

37. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	その他の金銭の信託	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	その他の金銭の信託	0	0	—
	小 計	0	0	—
合 計		0	0	—

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は78,678百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが22,555百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	457百万円
賞与引当金繰入超過額	39
その他	103
繰延税金資産小計	600
評価性引当額	△398
繰延税金資産合計	202
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	591
その他	24
繰延税金負債合計	615
繰延税金(資産)負債の純額	413 百万円

40. 表示方法の変更

当事業年度より、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(令和2年3月31日公表)を適用しております。

■ 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資—口当たり当期純利益金額 166円50銭
- その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額24,920千円を計上しております。また、その他く特別利益には、子会社(ふくしんビジネスサービス(株))の精算に伴う残余財産の配当22,616千円を計上しています。

■5年間の主要経営指標

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	6,876,003千円	5,891,801千円	6,191,743千円	5,651,133千円	6,174,013千円
経常利益 (△は経常損失)	1,990,994千円	624,752千円	1,002,918千円	928,285千円	739,719千円
当期純利益 (△は当期純損失)	1,538,254千円	468,401千円	745,940千円	596,951千円	592,173千円
出資総額	1,857百万円	1,833百万円	1,812百万円	1,789百万円	1,757百万円
出資総口数	3,714千口	3,666千口	3,624千口	3,579千口	3,514千口
純資産額	20,617百万円	20,510百万円	21,699百万円	20,200百万円	23,213百万円
総資産額	405,731百万円	407,010百万円	421,916百万円	427,919百万円	489,782百万円
預金積金残高	377,753百万円	377,722百万円	388,496百万円	396,232百万円	425,066百万円
貸出金残高	178,570百万円	179,523百万円	185,020百万円	179,131百万円	188,614百万円
有価証券残高	127,773百万円	122,041百万円	118,346百万円	112,359百万円	138,586百万円
単体自己資本比率	12.42%	12.26%	11.69%	11.82%	12.49%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20円(4.0%)	15円(3.0%)	15円(3.0%)	15円(3.0%)	10円(2.0%)
役員数	14人	14人	14人	13人	14人
うち常勤役員数	9人	9人	9人	8人	9人
職員数	296人	310人	315人	316人	312人
会員数	35,127先	34,967先	34,594先	34,180先	33,800先

■資金運用収支の内訳

(単位:平残・百万円、利息・千円、利回り・%)

種 類	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	420,247	4,651,737	1.10	446,560	4,712,304	1.05
うち貸出金	180,308	2,934,007	1.62	186,866	2,944,478	1.57
うち預け金	118,413	169,390	0.14	127,670	154,210	0.12
うち有価証券	118,049	1,499,753	1.27	127,632	1,563,437	1.22
資金調達勘定	407,992	145,941	0.03	438,213	130,549	0.02
うち預金積金	399,042	116,530	0.02	422,983	103,660	0.02
うち借入金	8,794	28,632	0.32	15,058	26,032	0.17

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度245百万円、令和2年度4,757百万円)を、控除して表示しております。

業務粗利益・業務純益など

■受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△46	168	122	238	△177	60
うち貸出金	△19	—	△19	104	△93	10
うち預け金	21	△33	△11	12	△27	△15
うち有価証券等	△48	201	153	121	△56	65
支 払 利 息	7	△12	△5	17	△33	△15
うち預金積金	1	△11	△9	7	△19	△12
うち借入金	6	△1	4	10	△13	△2

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

■業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	4,505,796	4,581,755
資金運用収益	4,651,737	4,712,304
資金調達費用	145,941	130,549
役務取引等収支	382,362	381,380
役務取引等収益	809,467	810,564
役務取引等費用	427,105	429,183
その他業務収支	85,862	226,023
その他業務収益	88,913	305,235
その他業務費用	3,051	79,211
業務粗利益	4,974,021	5,189,159
業務粗利益率	1.18%	1.16%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■経費の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
人 件 費	2,211,836	2,249,342
物 件 費	1,480,406	1,434,680
事 務 費	615,910	590,833
固定資産費	274,416	294,376
事業費	147,566	116,760
人事厚生費	39,844	27,509
有形固定資産償却	246,961	247,958
無形固定資産償却	28,967	31,339
預金保険料	126,740	125,904
税 金	89,353	96,066
合 計	3,781,596	3,780,089

■預証率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
期 末 預 証 率	28.35	32.60
期 中 平 均 預 証 率	29.58	30.17

(注) 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

■業務純益

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
業 務 純 益	1,287,560	1,436,320
実 質 業 務 純 益	1,220,805	1,431,983
コ ア 業 務 純 益	1,154,693	1,261,108
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	954,145	1,056,875

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■利益率・利鞘(資金運用利回・総資金利鞘)

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 利 回	1.10	1.05
資 金 調 達 原 価 率	0.95	0.88
総 資 金 利 鞘	0.15	0.16
総 資 産 経 常 利 益 率	0.21	0.16
// 当期純利益率	0.13	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■預貸率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
期 末 預 貸 率	45.20	44.37
期 中 平 均 預 貸 率	45.18	44.17

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

預金等に関する指標

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
流動性預金	223,446	248,837
当座預金	1,354	1,558
普通預金	220,698	245,915
貯蓄預金	1,393	1,360
通知預金	—	2
定期性預金	174,171	172,743
うち固定金利定期預金	166,969	165,987
うち変動金利定期預金	29	31
その他	1,424	1,402
合計	399,042	422,983
譲渡性預金	—	—
総合計	399,042	422,983

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
定期預金	164,510	164,802
固定金利定期預金	164,480	164,767
変動金利定期預金	28	33
その他	1	1

■預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

	令和元年度	令和2年度
個人預金	304,668 (76.89)	326,925 (76.91)
法人預金	59,737 (15.07)	70,608 (16.61)
公金預金	31,773 (8.01)	27,468 (6.46)
金融機関預金	52 (0.01)	63 (0.01)
合計	396,232 (100.00)	425,066 (100.00)

※譲渡性預金を含みません。

■常勤役職員1人当り預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	1,222	1,324
貸出	552	587

■1店舗当り預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	16,509	17,711
貸出	7,463	7,858

■内国為替取扱実績

(単位:億円(件数))

区分	令和元年度	令和2年度
送金振込仕向為替	4,182 (1,096,675)	4,049 (1,054,684)
// 被仕向為替	4,480 (1,137,982)	4,551 (1,170,768)
代金取立仕向為替	61 (5,528)	53 (4,580)
// 被仕向為替	61 (4,398)	46 (3,905)
合計	8,785 (2,244,583)	8,701 (2,233,937)

貸出金に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
手形貸付	10,967	9,780
証書貸付	160,053	169,017
当座貸越	8,813	7,849
割引手形	473	218
合計	180,308	186,866

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金	179,131	188,614
うち変動金利	91,025	87,317
うち固定金利	88,105	101,296

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	282	6,757	3.8	277	8,385	4.4
農業、林業	82	1,953	1.1	56	1,840	1.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	54	0.0	3	67	0.0
建設業	740	12,092	6.8	720	14,282	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	32	1,037	0.6	29	961	0.5
情報通信業	9	150	0.1	8	104	0.1
運輸業、郵便業	81	5,237	2.9	73	5,370	2.8
卸売業、小売業	588	12,338	6.9	569	13,404	7.1
金融業、保険業	19	14,792	8.3	17	16,158	8.6
不動産業	513	17,740	9.9	468	16,609	8.8
物品賃貸業	6	320	0.2	7	313	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	90	801	0.4	88	765	0.4
宿泊業	34	2,205	1.2	27	2,192	1.2
飲食業	232	1,745	1.0	246	2,045	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	228	3,094	1.7	188	2,971	1.6
教育、学習支援業	26	1,613	0.9	26	1,665	0.9
医療、福祉	106	5,144	2.9	93	4,843	2.6
その他のサービス	355	4,506	2.5	345	4,987	2.6
小計	3,426	91,588	51.1	3,240	96,961	51.4
国・地方公共団体等	13	33,348	18.6	13	34,427	18.3
個人	13,079	54,194	30.3	13,060	57,217	30.3
合計	16,518	179,131	100.0	16,313	188,614	100.0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円・(構成比%))

使途	令和元年度	令和2年度
設備資金	101,116 (56.4)	99,244 (52.62)
運転資金	78,015 (43.5)	89,370 (47.38)
合計	179,131 (100.0)	188,614 (100.00)

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
消費者ローン	13,628	12,689
住宅ローン	44,756	44,425

貸出金に関する指標

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円・(件数))

区 分	令和元年度	令和2年度
信 金 中 央 金 庫	1,893 (105)	1,850 (94)
日本政策金融公庫(国民生活事業)	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	2,232 (313)	1,922 (282)
日本政策金融公庫(中小企業事業)	11 (1)	9 (1)
独立行政法人福祉医療機構	79 (206)	63 (167)
日本政策金融公庫(農林水産事業)	88 (2)	80 (2)
独立行政法人中小企業基盤整備機構	30 (11)	23 (8)
合 計	4,334 (638)	3,949 (554)

(注) 平成18年4月1日から、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金を承継しました。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
当 金 庫 預 金 積 金	613	488
有 価 証 券	3	—
動 産	773	730
不 動 産	39,045	36,888
そ の 他	—	—
計	40,437	38,107
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	30,982	46,109
保 証	24,136	23,211
信 用	83,574	81,185
合 計	179,131	188,614

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
当 金 庫 預 金 積 金	2	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	1,337	1,282
そ の 他	—	—
計	1,339	1,282
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	4	4
信 用	612	642
合 計	1,956	1,929

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

53ページをご参照ください。

貸出金償却

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却	—	—

金融再生法開示債権・リスク管理債権の状況

金融再生法に基づく開示債権と保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度						令和2年度					
	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	7,230	6,019	4,759	1,260	83.25%	50.99%	7,947	6,823	5,310	1,513	85.85%	57.37%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,608	1,608	832	775	100.00%	100.00%	1,619	1,619	736	883	100.00%	100.00%
危険債権	5,414	4,312	3,833	478	79.64%	30.29%	6,164	5,126	4,504	622	83.16%	37.47%
要管理債権	207	98	93	5	47.57%	5.01%	163	77	70	7	47.43%	8.18%
正 常 債 権	174,031						182,788					
合 計	181,262						190,735					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
※1 上記開示債権の計数は単位未満を、また各比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示してあります。

信用金庫法に基づくリスク管理債権残高と保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度				令和2年度			
	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	6	0	6	100.00%	18	13	4	100.00%
延滞債権	6,996	4,649	1,247	84.29%	7,750	5,211	1,501	86.60%
3ヵ月以上延滞債権	19	19	0	102.76%	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	188	73	5	41.97%	163	70	7	47.43%
合 計	7,210	4,743	1,260	83.25%	7,933	5,295	1,513	85.82%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
※1 上記リスク管理債権の債権額は単位未満を、また各比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示してあります。

有価証券等に関する指標

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
国 債	3,463	7,223
地 方 債	12,786	12,900
短 期 社 債	—	—
社 債	60,150	64,100
株 式	4,716	4,552
外 国 証 券	24,339	23,806
その他の証券	12,593	15,049
合 計	118,049	127,632

■商品有価証券平均残高

該当ございません。

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和元年度

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	4,842	—	4,842
地 方 債	1,617	5,511	3,469	100	504	—	—	11,203
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,576	10,667	8,461	15,539	11,387	1,890	—	52,522
株 式	—	—	—	—	—	—	4,888	4,888
外 国 証 券	100	1,999	2,820	3,098	3,933	6,500	5,690	24,144
その他証券	—	—	—	—	—	—	14,758	14,758
合 計	6,295	18,179	14,751	18,738	15,826	13,232	25,336	112,359

令和2年度

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	9,987	—	9,987
地 方 債	4,675	1,653	2,571	231	9,646	149	—	18,928
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,961	9,808	10,928	11,877	27,616	2,261	—	67,453
株 式	—	—	—	—	—	—	3,266	3,266
外 国 証 券	1,752	2,213	2,326	2,118	5,070	6,487	1,712	21,682
その他証券	—	—	—	—	—	—	17,268	17,268
合 計	11,390	13,675	15,825	14,227	42,333	18,885	22,247	138,586

■有価証券の時価情報

■1. 売買目的有価証券

該当ございません。

■2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,030	2,131	101	2,028	2,109	80
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,030	2,131	101	2,028	2,109	80
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	30	30	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	30	30	—
合 計		2,030	2,131	101	2,058	2,139	80

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当金庫が保有する子会社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。



■ 4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,161	903	258	1,640	1,207	433
	債 券	35,421	35,097	323	48,596	48,264	331
	国 債	—	—	—	1,278	1,277	1
	地 方 債	10,950	10,792	158	10,369	10,274	95
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	24,471	24,305	165	36,947	36,713	234
	そ の 他	20,710	19,701	1,008	35,611	33,622	1,988
	小 計	57,292	55,702	1,590	85,847	83,094	2,753
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3,700	4,860	△1,160	1,609	1,781	△172
	債 券	31,116	31,363	△247	45,714	46,074	△359
	国 債	2,811	2,857	△45	6,680	6,826	△145
	地 方 債	253	254	0	8,558	8,583	△25
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	28,050	28,251	△200	30,475	30,664	△188
	そ の 他	18,069	19,193	△1,123	3,234	3,298	△63
	小 計	52,886	55,417	△2,530	50,558	51,153	△595
合 計		110,179	111,119	△939	136,406	134,248	2,157

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

内 容	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式 (ふくしんビジネスサービス株式会社)	10	
その他有価証券 (非 上 場 株 式)	16	16
投資事業有限責任組合等への出資	122	105
合 計	149	122

(注) 子会社株式は、令和2年9月末を以てふくしんビジネスサービス(株)が解散となったことから、令和2年度は該当ございません。

■ 金銭の信託の時価情報

■ 1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

■ 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

■ 3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■ デリバティブ取引の状況

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

■ 公共債引受額

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
国 債	—	—
地 方 債	150	275
政 保 債	30	—
合 計	180	275

■ 公共債ディーリング実績

該当ございません。

■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
長 期 利 付 国 債	—	—
中 期 利 付 国 債	—	—
個人向け利付国債	82	217
地 方 債	—	75
合 計	82	292

自己資本の充実の状況等

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,086	21,611
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,789	1,757
うち、利益剰余金の額	19,350	19,889
うち、外部流出予定額(△)	53	35
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	238	234
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	238	234
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,324	21,845
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61	55
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61	55
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	72	65
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	133	120
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	21,191	21,724
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	169,338	163,876
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,900	9,992
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	179,238	173,869
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	11.82%	12.49%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	169,338	6,773	163,876	6,555
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	149,914	5,996	145,019	5,800
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	10	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	140	5	470	18
我が国の政府関係機関向け	701	28	965	38
地方三公社向け	67	2	43	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,615	1,304	34,376	1,375
法人等向け	45,156	1,806	45,221	1,808
中小企業等向け及び個人向け	43,128	1,725	41,122	1,644
抵当権付住宅ローン	5,712	228	5,528	221
不動産取得等事業向け	913	36	707	28
3ヵ月以上延滞等	158	6	115	4
取立未済手形	3	0	6	0
信用保証協会等による保証付	1,572	62	728	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,912	236	3,110	124
出資等のエクスポージャー	5,912	236	3,110	124
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	13,819	552	12,621	504
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	500	20	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,097	123	3,017	120
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	622	24	557	22
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	1,055	42	1,004	40
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,055	42	1,004	40
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,359	734	17,845	713
ルック・スルー方式	18,359	734	17,845	713
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8	0	6	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,900	396	9,992	399
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	179,238	7,169	173,869	6,954

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況等

■(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区 分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国	内	391,166	452,061	179,517	189,034	68,491	96,397	429	80	511	364
国	外	18,292	19,492	－	－	18,292	19,492	－	－	－	－
地 域 別 合 計		409,458	471,554	179,517	189,034	86,784	115,889	429	80	511	364
製 造 業		36,166	35,528	6,778	8,538	25,719	25,414	－	－	－	－
農 業、林 業		1,967	1,956	1,967	1,956	－	－	－	－	23	23
漁 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		66	105	66	82	－	－	－	－	－	－
建 設 業		13,240	16,359	12,492	15,680	600	530	－	－	228	14
電気・ガス・熱供給・水道業		15,595	17,689	1,044	1,019	14,244	16,316	－	－	－	－
情 報 通 信 業		698	607	150	104	300	300	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業		6,596	10,263	5,361	5,493	1,099	4,601	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業		14,955	15,995	12,834	14,267	1,606	1,400	－	－	13	7
金 融 業、保 険 業		157,499	189,328	13,073	14,517	17,371	22,118	429	80	－	－
不 動 産 業		19,673	19,674	18,272	18,073	1,400	1,600	－	－	33	4
物 品 賃 貸 業		320	323	320	323	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		838	904	838	904	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		2,218	2,208	2,218	2,208	－	－	－	－	13	215
飲 食 業		1,758	2,411	1,758	2,411	－	－	－	－	32	6
生活関連サービス業、娯楽業		3,338	3,911	3,095	3,368	200	500	－	－	－	7
教育、学習支援業		1,624	1,759	1,624	1,759	－	－	－	－	35	35
医 療、福 祉		5,377	5,438	5,377	5,438	－	－	－	－	－	－
その他のサービス		4,928	5,760	4,582	5,424	300	300	－	－	15	2
国・地方公共団体等		54,819	74,702	33,382	34,456	21,437	40,245	－	－	－	－
個 人		54,275	53,003	54,275	53,003	－	－	－	－	116	46
そ の 他		13,495	13,620	－	－	2,503	2,561	－	－	－	－
業 種 別 合 計		409,458	471,554	179,517	189,034	86,784	115,889	429	80	511	364
1 年 以 下		107,211	70,542	19,788	17,085	5,908	10,942	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		40,499	84,352	12,790	15,457	17,250	12,936	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		32,753	32,485	18,637	16,587	14,116	15,852	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		36,982	32,325	18,426	16,100	18,294	15,857	－	－		
7 年 超 1 0 年 以 下		41,271	83,867	25,522	41,620	15,510	42,246	－	－		
10 年 超		108,676	110,517	83,700	81,710	15,703	18,053	－	－		
期間の定めのないもの		42,064	57,463	651	471	－	－	429	80		
残 存 期 間 別 合 計		409,458	471,554	179,517	189,034	86,784	115,889	429	80		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、国際機関発行の外国証券、現金等が含まれます。



ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
期 首 残 高	300	1,390	1,691	234	1,421	1,655
当 期 増 加 額	234	1,421	1,655	229	1,672	1,902
当 期 減 少 額	300	1,390	1,691	234	1,421	1,655
目 的 使 用	—	234	234	—	114	114
そ の 他	300	1,155	1,456	234	1,307	1,541
期 末 残 高	234	1,421	1,655	229	1,672	1,902

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製 造 業	103	133	133	169	103	133	133	169	－	－
農 業 、 林 業	29	19	19	12	29	19	19	12	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	43	122	122	52	43	122	122	52	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	0	0	0	－	0	0	0	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	51	56	56	59	51	56	56	59	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	200	127	127	87	200	127	127	87	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	102	283	283	337	102	283	283	337	－	－
物 品 賃 貸 業	3	2	2	2	3	2	2	2	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	4	6	6	20	4	6	6	20	－	－
宿 泊 業	151	147	147	317	151	147	147	317	－	－
飲 食 業	57	39	39	20	57	39	39	20	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	25	5	5	8	25	5	5	8	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	5	18	18	24	5	18	18	24	－	－
医 療 、 福 祉	255	249	249	319	255	249	249	319	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	158	14	14	22	158	14	14	22	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	198	194	194	219	198	194	194	219	－	－
合 計	1,390	1,421	1,421	1,672	1,390	1,421	1,421	1,672	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	59,594	—	118,445
10%	—	24,245	—	21,642
20%	120,965	31,272	136,159	31,015
35%	—	16,412	—	15,889
50%	46,915	2,133	52,072	567
75%	—	55,800	—	52,187
100%	2,007	49,566	2,303	41,000
150%	—	67	—	48
200%	—	—	—	—
250%	200	276	—	222
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	170,088	239,369	190,534	281,019

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
 ・格付投資情報センター(R&I)
 ・日本格付研究所(JCR)
 ・ムーディーズ社(Moody's)
 ・スタンダード&プアーズ社(S&P)
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		613	488	38,471	51,179	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、保証としては、信用保証協会、住宅融資保険、全国保証(株)が該当します。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務手続きにより、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和元年度		令和2年度	
	カレントエクスポージャー方式		カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額	-		-	
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
① 派生商品取引合計	-	-	-	-
(i) 外国為替関連取引	-	-	-	-
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「余裕資金運用管理規程」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

■(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ございません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,019	-	1,849	-
(i) 住宅ローン	-	-	-	-
(ii) 自動車ローン	-	-	-	-
(iii) その他	2,019	-	1,849	-

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

自己資本の充実の状況等

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位:百万円）

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	1,019	—	848	—	14	—	12	—
50%～100%未満	1,000	—	1,000	—	28	—	28	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,019	—	1,849	—	42	—	40	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ございません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

■リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、余裕資金運用方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーターに該当する取引については、現在行っておりません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ 格付投資情報センター (R&I)
- ・ 日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ社 (Moody's)
- ・ スタンダード&プアーズ社 (S&P)

■(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	5,625	5,625	4,059	4,059
非 上 場 株 式 等	1,900	1,900	1,872	1,872
合 計	7,526	7,526	5,931	5,931

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	94	291
売 却 損	58	584
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△899	308

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	—	—

■ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、ALM委員会において毎月検討しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他出資金等に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用管理規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,704	21,678
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■(8) 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクを重要なリスクの一つと認識し、計測対象を預金・貸出金・有価証券等とし、毎月月末を基準に計測を実施、経営陣へ報告を行うとともに、ALM委員会・リスク管理委員会において検討協議を行い、資産負債の最適化及び業務の健全性に向けたリスクコントロールに努めております。

金利リスクが過大となった場合は、有価証券売却等で金利リスクを削減する方針です。また取引によるリスク削減手法として、ヘッジ取引は行っていません。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE(金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、内示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)及び Δ NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a.流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。

b.流動性預金に割り当てられた金利改定の最長の金利改定満期は、5年です。

c.流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

d.固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

e.複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、 Δ EVE及び Δ NIIの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

f.スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

Δ EVEは、割引金利にスプレッド考慮して算出しています。 Δ NIIの算出において、再投資のスプレッドは考慮していません。

g.内部モデルの使用等 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

h.前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算出方法に変更はありません。 Δ EVEの増加は、貸出や運用の残高の増加や年限の長期化によるものです。 Δ NIIの増加は要求性預金等の増加によるものです。

i.計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、月次ベースで、金利リスクを計測し、自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制としています。またルックスルーが困難なファンドへのショック幅は、簡便かつ保守的な方法で行っています。また、 Δ NIIの計測にあたり追従率は、100%を使用しています。

②金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

a.金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、月次ベースで行うストレス・テスト等の実施にあたり、景気シナリオに基づく金利変動とし、結果をALM委員会等へ報告しています。

b.金利リスク計測の前提及びその意味(特に開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦のため、月次で金利リスクをVaRなどにより計測しています。部門別に配賦された資本の範囲内で半期ごとにリスク限度額を設定し、預金貸出金・有価証券などの商品毎のVaR(保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%)で計測されたリスク量が、リスク限度額内に収まるかモニタリングし、結果をALM委員会やリスク管理委員会に報告しています。

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	13,529	9,596	1,175	650
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	16	9
3	ス テ ィ ー プ 化	10,835	8,007		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	13,529	9,596	1,175	650
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	21,724		21,191	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)は、市場リスクのうちトレーディング取引等を除くすべての金利に感応する資産・負債等の金利リスクをいいます。

■ 役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	145

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は3名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」122百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。
 なお、「賞与」の支払いはありません。
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧(信用金庫法第89条に基づく開示項目)

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 18
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 18
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 39
- (4) 事務所の名称及び所在地 26、27

2. 金庫の主要な事業の内容 32～34、36

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 12、13
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

- ① 経常収益 42
- ② 経常利益又は経常損失 42
- ③ 当期純利益又は当期純損失 42
- ④ 出資総額及び出資総口数 42
- ⑤ 純資産額 42
- ⑥ 総資産額 42
- ⑦ 預金積金残高 42
- ⑧ 貸出金残高 42
- ⑨ 有価証券残高 42
- ⑩ 単体自己資本比率 42
- ⑪ 出資に対する配当金 42
- ⑫ 職員数 42

- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益除く。) 43
 - イ. 資金運用収支、役務収益等収支及びその他業務収支 43
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 42、43
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 43
 - オ. 総資産経常利益率 43
 - カ. 総資産当期純利益率 43

- ② 預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 44
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 44

- ③ 貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 45
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 45
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 46
 - エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 45
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 45
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 43

- ④ 有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 48
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 48
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高 48
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 43

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 19、22、23
- (2) 法令遵守の体制 20
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 5～10
- (4) 金融ADR制度への対応 20

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 38、39

- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- ① 破綻先債権に該当する貸出金 47
- ② 延滞債権に該当する貸出金 47
- ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 47
- ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 47

- (3) 自己資本の充実の状況等

- ① 自己資本の構成に関する開示事項 50
- ② 定性的な開示事項

- ア. 自己資本調達手段の概要 14
- イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 14
- ウ. 信用リスクに関する事項 22
- エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要 54
- オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要 55
- カ. 証券化エクスポージャーに関する事項 55、56
- キ. オペレーショナル・リスクに関する事項 22
- ク. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 57
- ケ. 金利リスクに関する事項 58、59

- ③ 定量的な開示事項

- ア. 自己資本の充実度に関する事項 51
- イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) 52
- ウ. 信用リスク削減手法に関する事項 54
- エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 55
- オ. 証券化エクスポージャーに関する事項 55、56
- カ. 出資等エクスポージャーに関する事項 57
- キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 57
- ク. 金利リスクに関する事項 58、59

- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- ① 有価証券 48、49
- ② 金銭の信託 49
- ③ デリバティブ取引 49

- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 53

- (6) 貸出金償却の額 46

- (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 39

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に

- 重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 60

金融再生法開示債権の開示項目

- 1. 金融再生法開示債権の状況 47

総代会に関する開示項目

- 1. 総代会の仕組み 16
- 2. 総代候補者選考基準 16
- 3. 総代の選任方法 16
- 4. 総代会の決議事項等 17
- 5. 総代の氏名等 17
- 6. 属性別構成比等に関する情報 17



2021

FUKUSHIN

Disclosure

[編集・発行]

福島信用金庫 総合企画部

〒960-8660 福島市万世町1-5
TEL.(024)522-8161(代)

<https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>

